

平成25年度

革新的イノベーション創出プログラム  
(COI STREAM)拠点提案募集

公募要領

公募期間

平成25年6月11日(火)～8月12日(月)



文 部 科 学 省

(独)科学技術振興機構

平成25年6月



## COI STREAM 公募要領のポイント

### 1. 趣旨・目的

- (1)「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)」では、現在潜在している将来社会のニーズから導き出されるあるべき社会の姿や暮らしのあり方(以下、「ビジョン」という。)を設定し、このビジョンを基に10年後を見通した革新的な研究開発課題を特定した上で、既存分野・組織の壁を取り払い、基礎研究段階から実用化を目指した産学連携による研究開発を集中的に支援します。即ち、本プログラムはビジョン主導型の研究開発としていることが他のプログラムと異なる点であり、提案に当たっては、この点を十分に踏まえて検討していただけますようお願いいたします。
- (2)小規模な研究開発を含む自由な発想による研究開発を期待します。現在進行中の研究開発の単なる延長線上にある(シーズプッシュの)研究開発は、本事業の支援対象ではありません。また、革新的な研究開発の成果と既存技術や社会システム等との組み合わせによる新たな価値創造も重視したいと考えています。
- (3)本事業では、企業や大学だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現するとともに、革新的なイノベーションを創出するイノベーションプラットフォームを我が国に整備することを目的としています。
- (4)今回は、革新的なイノベーションを実現する拠点を構成する研究要素等を検討し、拠点の体制の作り込みを行っていくため、拠点のコンセプトを踏まえた柔軟な発想による優れた拠点構想・体制等を公募します。

### 2. COI 拠点のコンセプト

ビジョンを実現するためのキーワードを変数とし、これらを総合することにより、実現が期待される成果を下記枠内の矢印以下に COI 拠点のコンセプトとして示しました。

拠点イメージ(参考資料1参照)は、COI 拠点のコンセプトを満たすソリューションの例になります。例示に限らず、ビジョンを実現するための方策を柔軟に検討していただき、斬新でインパクトのある提案を期待しています。

- *function (Medical health, Mental health, Motivation, Sports, Food, Ties) = Happiness*  
⇒ 健全な心身の実現及び自己実現による安寧
- *function (勤 ing thinking, Active thinking, Serendipity, Six senses)*  
⇒ 新しい思考方法が導く革新的な価値創造
- *function (Personalization, Resilience, Sustainability, Functionalization, Flexibility) - Waste*  
⇒ 多様・分散・無駄の徹底的排除による持続的新生活システムの実現



これらのコンセプトを満たす革新的な提案をお待ちしています！

### 3. スケジュール

6月11日(火) 公募開始

8月12日(月) 公募締切り

※公募期間中に限って、提案の補正を認めます。

以降、ビジョナリーチームによる拠点の作り込みを実施します。

なお、提案された構想について、提案機関からのヒアリング等を踏まえつつ、研究課題やチームの追加<sup>※1</sup>、テーマの統合のほか、まず「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」において検討を行い、その結果次第では拠点の構成要素とすることを含め、最適な拠点を構成するための体制の作り込みを実施します<sup>※2</sup>。

※1 応募のなかった研究チームを見出し、拠点構成を担っていただくこともあり得ます。

※2 締切り前であっても、拠点構成の検討は提案があった時点から順次開始します。

10月以降 拠点の構成計画策定(12拠点程度(予定))

### 4. 公募対象

民間企業、大学等(自治体等が所管する科学技術を担う法人を含む)

※1 機関から複数の提案を行うことが可能。また、共同提案、単独提案のいずれも可能。

### 5. 提案の要件

- ビジョンに基づく目標と(個別の研究開発課題ではない)革新的なテーマが設定されていること。
- 上記で設定したテーマを実現するための方策は、単一の企業や大学等研究機関では実施困難と想定されるため、異分野融合や(海外を含む)広域連携等を含め、国を挙げて取り組むための産学連携体制が構築されること。
- 事業化による産業や雇用の創出その他経済・社会的インパクトが大きいと見込まれること。
- 拠点活動開始時において、アンダーワンルーフの(所属機関に持ち帰って研究開発を行うこともあり得るが、関係者が常時議論を行い、一体となって研究開発に取り組むことを基本とする)体制を構築する計画であること。
- 上記で設定したテーマに関連する研究開発の状況とともに社会実装に向けて解決すべき社会制度上の課題等の状況を明確にすること。
- 若手・女性研究者を含む世界の多様な人材を引き付ける魅力ある活動とすること。 等

### 6. 支援の内容

拠点当たり年間最大10億円程度の研究開発費(間接経費を含む)を最長9年度(中間評価の結果等を踏まえて研究開発費の調整等を行うことがある)支援します。

拠点では、産学連携体制を構築します。産学連携については研究開発期間全体を通じて持ち寄り方式で運営することとし、全体の状況を踏まえて最適な体制を構築することを基本とします。

また、拠点運営を統括するプロジェクトリーダーの裁量で機動的に自由な発想による小規模な研究開発等に予算配分を行うことを可能とすることにより、革新的なイノベーションの創出を推進します。

#### 7. マネジメントの特徴

- 拠点運営を統括する研究推進機構(仮称)を各拠点に設置し、ガバニング委員会及びビジョナリーチームの下、高度専門体制により社会実装を意識した活動を推進します。
- ガバニング委員会、ビジョナリーチーム等は、所期の目的が達成されるよう、クラウド等ICT を活用したリアルタイム情報共有(活動の見える化と拠点活動の一体性担保)により、拠点活動を把握し、必要な協力・支援、提言等を行います。



## 目次

<b>第1章</b>	<b>COI STREAM 概要</b> .....	<b>11</b>
1.	革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM) .....	11
(1)	COI STREAM の趣旨・目的・ビジョン .....	11
(2)	公募の概要、及び提案の要件等 .....	13
2.	A-STEP との連携.....	14
<b>第2章</b>	<b>拠点活動支援事業の詳細</b> .....	<b>15</b>
1.	COIプログラムについて(JST 事業) .....	15
(1)	COIプログラムの活動.....	15
(2)	JST から支出する研究開発費.....	16
(3)	「持ち寄り方式」の考え方 .....	18
2.	大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業について(文部科学省事業) .....	19
(1)	事業の概要 .....	19
(2)	研究推進機構(仮称)の機能.....	19
(3)	研究推進機構(仮称)の人材イメージ.....	21
(4)	産学官連携組織(産学官連携本部等)の支援について.....	22
(5)	事業費について .....	22
<b>第3章</b>	<b>拠点構成の検討及び決定について</b> .....	<b>24</b>
1.	拠点数.....	24
2.	審査の方法等 .....	24
3.	形式審査 .....	24
4.	検討結果の通知等 .....	24
<b>第4章</b>	<b>提案方法</b> .....	<b>26</b>
1.	提案方法について .....	26
(1)	提案者 .....	26

(2)	提案書類の提出期限	26
(3)	提案に必要な書類	27
(4)	作成・提出にあたっての注意事項	27
(5)	郵送が必要な書類の提出先	28
2.	拠点提案書の記入要領	28
<b>第5章 拠点の責務等</b>		<b>31</b>
1.	両事業共通事項	31
(1)	研究開発の推進	31
(2)	進捗状況の把握等	31
(3)	研究開発終了後の追跡調査	32
2.	COIプログラム	32
(1)	参画する大学等、企業の拠点計画に対する承諾書の提出	32
(2)	委託研究開発契約の締結	32
(3)	研究開発チーム内の予算配分	32
(4)	研究開発費の経理	32
(5)	取得財産の帰属	33
(6)	知的財産権の帰属等	33
(7)	研究開発の成果等の発表	33
3.	大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業	34
(1)	補助金について	34
(2)	補助金の執行に関する留意事項	34
別紙1 COI STREAM で掲げるビジョンについて		36
別紙2 COI STREAM ガバニング委員会の検討事項とメンバー		37
別紙3 ビジヨナリーチームの役割とメンバー		38
別紙4 COI STREAM におけるプログラム構成		39
別紙5 構造化チームの役割とメンバー		41



参考資料1 拠点募集時に示すソリューションの例 .....	42
参考資料2 ビジョン実現の考え方 .....	44
参考資料3 COI STREAM 提案に至るまでの検討手法 .....	45
補足1 提案にあたっての留意点 .....	46
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	46
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況.....	47
(3) 研究開発費の不正使用及び不正受給への対応 .....	48
(4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について.....	49
(5) 研究活動の不正行為に対する措置 .....	50
(6) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について .....	52
(7) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置.....	53
(8) 関係法令等に違反した場合の措置.....	53
(9) 人権の保護および法令等の遵守への対応について.....	53
(10) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処) .....	54
(11) 委託研究開発契約の締結について .....	55
(12) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項 .....	56
(13) 繰越について .....	56
(14) 府省共通経費取扱区分表について .....	57
(15) 「国民との科学・技術対話」の推進について.....	57
(16) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について .....	57
(17) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	57
(18) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について.....	58
(19) 男女共同参画について.....	59
(20) オープンアクセスについて .....	61
(21) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供.....	61
(22) 提案情報及び個人情報の取り扱い.....	61
(23) JSTの関連事業における重複応募の制限について .....	62
補足2 Q&A.....	68
補足3 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した電子申請書類の作成・提出等 .....	78

1. e-Rad を利用した提案書類の作成・提出について .....	78
2. 提案書(様式 1~7)作成時の注意事項 .....	79
3. e-Rad からの申請方法(応募情報登録)について.....	80
<b>補足4 COI STREAM 拠点提案書 様式.....</b>	<b>85</b>
<b>問い合わせ先.....</b>	<b>109</b>

## 第1章 COI STREAM 概要

### 1. 革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)

#### (1) COI STREAM の趣旨・目的・ビジョン

我が国が、今後国際的な競争の中で生き残り、経済再生を果たしていくためには、革新的なイノベーションを連続的に生み出していくことが必要です。

文部科学省が平成25年度から開始する「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM<sup>※</sup>)」では、現在潜在している将来社会のニーズから導き出されるあるべき社会の姿、暮らしのあり方(以下、「ビジョン」という。)を設定し(別紙1参照)、このビジョンを基に10年後を見通した革新的な研究開発課題を特定した上で、既存分野・組織の壁を取り払い、基礎研究段階から実用化を目指した産学連携による研究開発を集中的に支援します。本事業では、企業や大学だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現するとともに、革新的なイノベーションを創出するイノベーションプラットフォームを我が国に整備することを目的としています。

※Center of Innovation Science and Technology based Radical Innovation and Entrepreneurship Program

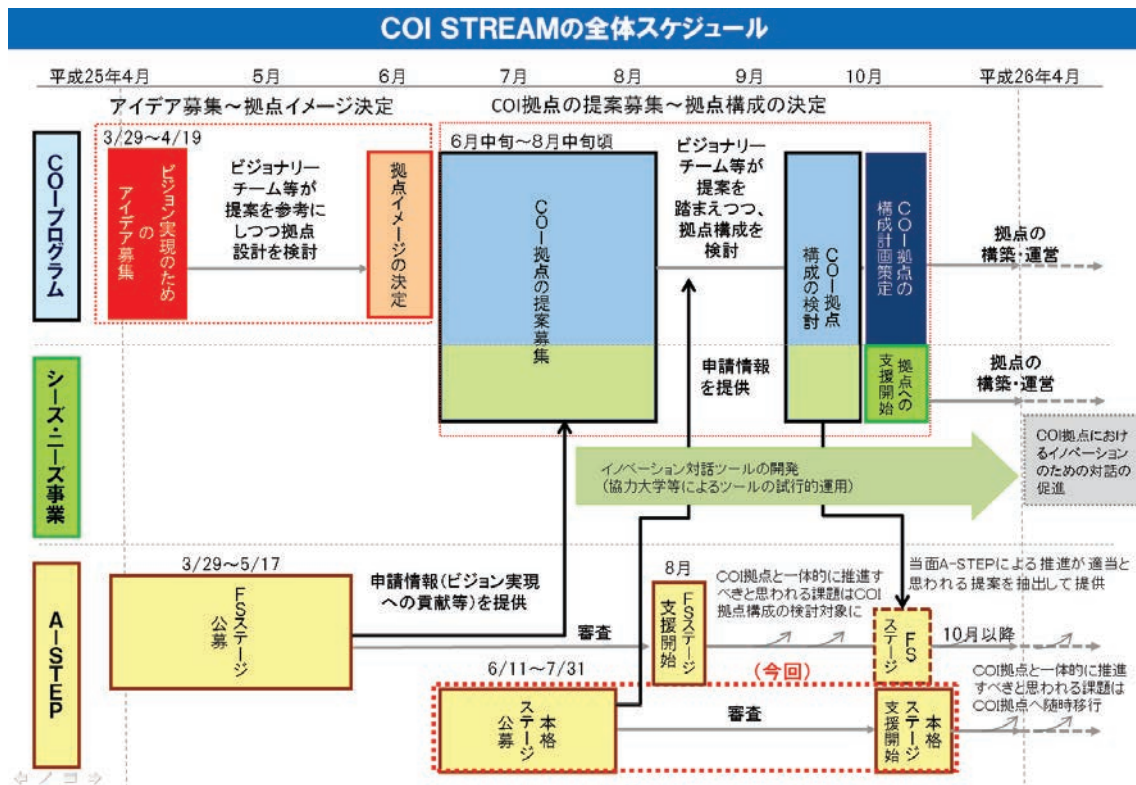


図1 COI STREAM のスケジュール(予定)

COI STREAM では、ビジョンや事業の進め方等を検討する「COI STREAM ガバニング委員会(以下、「ガバニング委員会」という。)(別紙2参照)を設置するとともに、拠点設計や拠点構成に係る検討等を行う「ビジョナリーチーム」(別紙3参照)をビジョンごとに設置しています。

COI STREAM では、基礎研究段階から実用化を目指した産学連携による研究開発を集中的に支援することにより(別紙4参照)、大規模産学連携研究チーム(以下、「拠点」という。)を形成し、ビジョン実現に向けた研究開発等を進めます。

COI 拠点の活動については、研究開発を支援する「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」((独)科学技術振興機構(以下、「JST」という。))及び拠点運営を支援する「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」(文部科学省)の2つの事業が一体となって支援を行います。両事業の提案は、一つにまとめていただくこととなりますのでご注意ください。(詳細後述)

※ どちらか一方の事業だけの支援を受けることはできません。

## COI STREAMの進め方(体制)

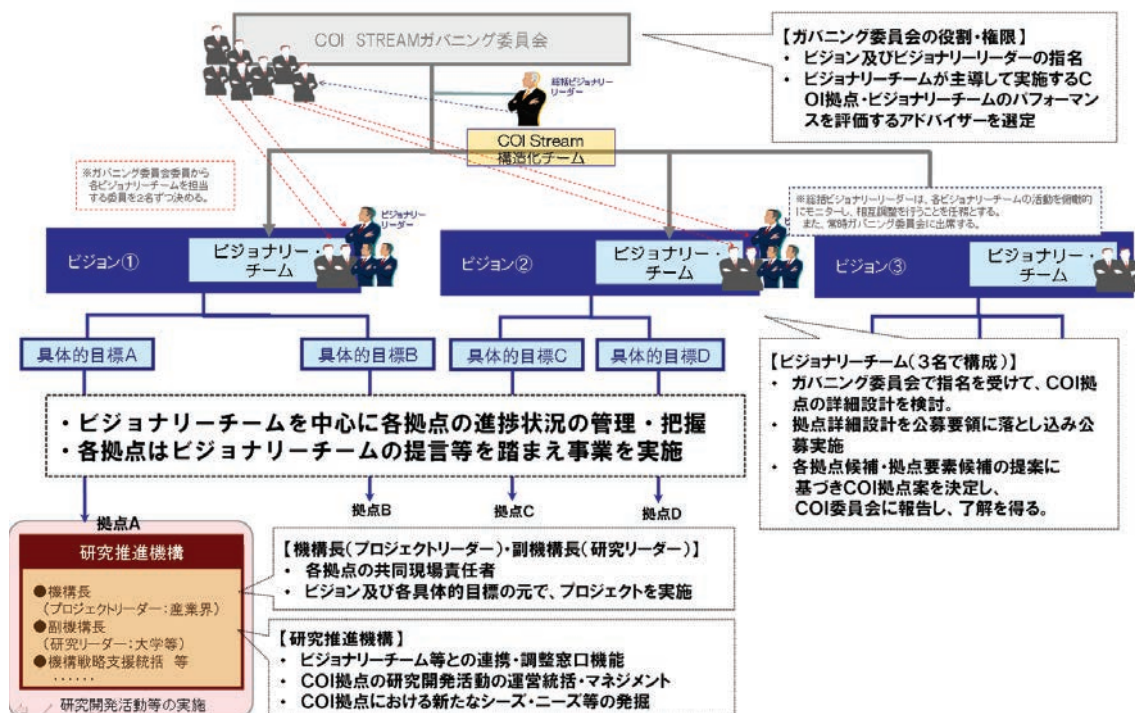


図2 COI STREAM の進め方(体制)

## (2) 公募の概要、及び提案の要件等

### ① 公募の概要

本公募では、府省共通研究開発管理システム(以下、「e-Rad」という。)を用い、「COI STREAM 拠点公募」として一括して公募を行います。具体的な提案方法については第4章をご覧ください。

### ② 対象となる機関

本公募の対象となる機関は以下の産学連携相手の確定した機関、または産学連携相手を調整中、検討中の機関とします。(1機関から複数の提案を行うことが可能です。また、共同提案、単独提案のいずれも可能です。)

#### 1) 企業

#### 2) 大学、大学共同利用機関、高等専門学校

#### 3) 研究開発独立行政法人

#### 4) 都道府県・政令指定都市・国の所管する科学技術を担う法人

※ 以下、2)~4)の機関を「大学等」という。

### ③ 提案の要件

- a. ビジョンに基づく目標と(個別の研究開発課題ではない)革新的なテーマが設定されていること。
- b. 上記で設定したテーマの実現は、単一の企業や大学等では困難と想定されるため、異分野融合や(海外を含む)広域連携等を含め、国を挙げて取り組むための産学連携体制が構築されること。
- c. 事業化による産業や国内雇用の創出その他経済・社会的インパクトが大きいと見込まれること。
- d. 拠点活動開始時において、アンダーワンルーフの(所属機関に持ち帰って研究開発を行うこともあり得るが、関係者が常時議論を行い、一体となって研究開発に取り組むことを基本とする)体制を構築する計画であること。
- e. 上記で設定したテーマに関連する研究開発の状況とともに社会実装に向けて解決すべき社会制度上の課題等の状況を明確にすること。
- f. 若手・女性研究者を含む世界の多様な人材を引き付ける魅力ある活動とすること。
- g. 提案者・参画者が保有する、もしくは周辺地域において既設の先端的な研究機器・施設等を利用できる場合には、当該機器・施設等の利用による相乗効果が発揮できる計画であること。
- h. 事業終了後も自律的にイノベーションの創出に向けた活動を継続できる基盤が整備されること。

- i. COI 参画機関との産学連携を真に効果的にするため、産学官連携活動に係る知的財産管理、倫理審査、アントレプレナー等人材育成、ベンチャー企業の設立等において、適切な支援体制が整備されること。

#### ④ 提案者の要件

本公募では、e-Rad を用い、共同提案の場合は連携先企業の同意を得た大学等により、単独提案の場合は大学等または企業により、機関単位で提案していただきます。(具体的な提案方法は第4章をご確認ください)

提出していただく提案書類には、「プロジェクトリーダー(企業側研究代表者)」と「研究リーダー(大学等側研究代表者)」を記載していただきます。単独提案の場合は、一方を空欄にしてください。

## 2. A-STEP との連携

COI STREAM では「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」(JST)とも連携してビジョン実現に向けた支援を行います。

具体的には、COI プログラムにおいてビジョナリーチーム等が拠点構成の検討を行う際の参考として、A-STEP への提案情報(ビジョン実現への貢献等)をビジョナリーチームに提供します。また、COI プログラムへの提案のうち、COI 拠点として決定するより、当面 A-STEP により推進することが適当と思われる提案をビジョナリーチームが抽出し、A-STEP の評価委員会に提供します。A-STEP で採択することが適当と判断されれば、A-STEP で支援を行います。

## 第2章 拠点活動支援事業の詳細

第1章1.(1)でも記載した通り、COI 拠点の活動は、研究開発を支援する「COI プログラム」と拠点運営を支援する「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」が一体となって支援します。本章では、両事業の詳細を記載します。

### 1. COIプログラムについて(JST 事業)

本プログラムは国庫から JST に運営費交付金として交付された予算をもとに大学等への委託研究として実施されます。

本プログラムでは、COI STREAM のビジョンに沿って、ハイリスクではあるが実用化の期待が大きい異分野融合・連携型の基盤的テーマに対し、集中的な支援を行い、産学が連携する研究開発チームを形成します。

産学連携については研究開発期間全体を通じて持ち寄り方式で運営することとし、全体の状況を踏まえて最適な体制を構築することを基本とします。

#### (1) COIプログラムの活動

##### ① COIプログラム拠点の構成

企業所属の「プロジェクトリーダー」が COI 拠点全体の運営と研究開発活動を統括し、大学等側の責任者である「研究リーダー」が COI 拠点の運営支援等の本部機能、研究開発活動の研究戦略・企画等をサポートします。

複数の大学等が含まれる場合には、そのうちの1機関を「代表研究機関」と定めます。

##### ② 委託研究開発契約の締結

JST は、拠点に参画する各機関から、拠点計画に対する承諾書を提出していただくとともに、原則、参画する大学等と「委託研究開発契約」を締結します。また「委託研究開発契約」とは別に、参画企業を含めた拠点内機関間で成果の取扱

等を定めた共同研究開発契約を締結(図3参照)していただくとともに、その写しを JST に提出していただきます。(写しは JST で確認のみに用い、他に公開はいたしません。)

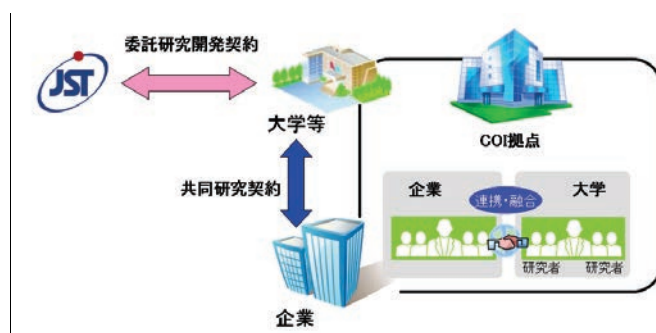


図3 契約関係



### ③ 研究開発費

JST からは、拠点当たり年間最大10億円程度の研究開発費(間接経費を含む)を支援します。

### ④ 研究開発の実施

拠点には最長9年度の支援を行います。

研究開発期間の終了後においても、産業界を中心に革新的なイノベーションの創出に向けた研究開発活動が継続されることを期待します。

### ⑤ 実施報告、経理管理報告

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、委託研究開発契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。なお、本プログラムにおける研究開発期間終了時に完了報告書を JST に提出していただきます。

### ⑥ ビジヨナリーチームによる事業全体の管理・運営

JST は、ビジヨナリーチームを核とした評価・支援組織を配置し、拠点提案の審査、中間評価<sup>※1</sup>、事後評価<sup>※2</sup>を行います。

さらに、研究開発の所期の目的が達成されるよう、ビジヨナリーチームは、拠点に対して研究開発の進捗状況等に関する調査(現地調査を含む)等を随時実施し、研究開発実施上必要な協力・支援、提言及び事業終了後のフォローアップ等を行います。

またビジョンを横断する対応を必要とする場合には、総括ビジヨナリーリーダー直轄の構造化チーム(別紙5参照)が相互の連携調整等を行います。

※1:原則として3年ごと、またはビジヨナリーチーム等の求めに応じて、中間評価を実施します。

※2:研究開発期間終了時には事後評価を実施します。

## (2) JST から支出する研究開発費

### ① JST から支出する研究開発費、研究開発期間

拠点当たり、最長9年度、年間最大10億円程度の支援を行う研究開発費(間接経費を含む)については、以下の点をご留意ください。

- ・ 委託研究開発契約における研究開発費は、研究開発の実施に必要な、直接経費及び間接経費の総額となります。応募時には、直接経費の30%を上限として間接経費を算出し、直接経費と間接経費の合計を提案額としてください。



- ・ 応募にあたっては、研究開発期間中における所要額(概算)を算出し、提案書類に記載していただきますが、実際に支出される研究開発費の額は、採択後、審査の結果等に基づき協議の上、調整させていただくことがありますので予めご了承ください。
- ・ 研究開発期間中に、ビジョナリーチーム等の判断により、研究開発の進捗状況、企業の活動状況、中間評価結果等を踏まえ、研究開発費の調整(研究開発費支援の終了含む)を行うことがありますので予めご了承ください。

## ② 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)の用途は以下の通りです。

### a. 物品費

研究開発を実施するために必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要な経費(設備備品費)と、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費(消耗品費)です。

### b. 旅費

研究開発参加者の研究開発実施に必要な移動等に伴う旅費です。

### c. 謝金等(人件費、諸謝金)

#### ・ 人件費

人件費は、大学等における研究開発に従事するポスドク及び研究補助員の従事率に応じた雇用等に要する人件費です。なお、拠点の円滑な運営・拠点活動の高度化を進めるため、若手・女性人材の集約・育成や、拠点での産学官連携活動における大学院生の参画推進を推進することとします。

人件費の算出にあたっては、賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づく必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、必要に応じて JST に提出していただく場合があります。

なお、人件費の設定が社会通念上、許容される範囲を超えていると JST が判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

#### ・ 諸謝金

データ整理等のための有期の時給制等雇用者(技術員、研究補助員等)の人件費などの経費です。

### d. その他

上記のほか、研究開発を実施するために必要な経費の具体例は以下の通りです。

- ・ 研究成果発表費用(シンポジウム開催費、印刷費用等)

- ・ 機器リース費用、書籍、運搬費

なお、以下の経費は研究開発費(直接経費)として支出できません。

- 当該研究開発の目的に合致しないもの
- 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

その他、研究開発を目的とした再委託は原則禁止です(業務委託は可能です)。研究開発費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JSTへ問い合わせてください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

JSTでは、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究開発の実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることなどから、一部の項目について委託研究開発契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設けるなどして、適正な執行をお願いしています。

### ③ 研究開発費(間接経費)

間接経費の上限は、直接経費の30%とします。

間接経費は、研究開発参加者の研究開発環境の改善やその所属機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

## (3) 「持ち寄り方式」の考え方

拠点における産学連携は、研究開発期間全体を通じて参画する企業にもリソースの提供を求める「持ち寄り方式」で運営することとし、全体の状況を踏まえて最適な体制を構築することを基本としています。

提案時、及び採択後の計画策定時に提案拠点構想について参画企業が予定しているリソースについて記載していただくとともに、研究開発期間中はその状況についてフォローアップを行います。

### ① リソース提供の定義

本プログラムにおける参画企業からの「リソース提供」とは、ビジョン実現に向けた拠点における研究開発の推進に資する研究活動を参画企業が行った場合の活動を全て含みます。具体的には、以下のようなものを「リソース提供」と考えます。提案時には、下記活動を金銭的に換算した額、換算できない活動に対してはその具体的な内容についてご説明いただきます。

- ✓ COI拠点に参画する研究者の人件費
- ✓ 必要に応じて企業から拠点に拠出した物品費
- ✓ ビジョン実現に向けた拠点における研究開発の推進に資する自社内での追加研究等の研究費、人件費

✓ その研究で利用する施設・設備費等の実質的な貢献

② 拠点構成の検討における取り扱い

参画企業からの「リソース提供」として提案時にご提示いただいた額、及び活動内容は、拠点構成の検討の参考とさせていただきます。

必ずしも額だけでの評価ではなく、拠点における企業の活動の姿勢も評価の対象となります。

③ リソース提供の取り扱い

提案時に提示いただいた参画企業の「リソース提供」については、拠点構成決定後に策定される計画書に明記していただきます。採択後は連携企業の「リソース提供」についてもビジョナリーチームによるフォローアップが行われます。

## 2. 大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業について(文部科学省事業)

### (1) 事業の概要

文部科学省では、COI 拠点を構成する研究プロジェクトの戦略等を策定・運営するため、COI 拠点到多様な関係者による研究推進機構(仮称)を設置するための拠点運営費(人件費等)、新たなシーズ・ニーズ等の発掘に係る調査研究費等を支援します。

研究推進機構(仮称)においては、COI 拠点における研究開発活動の基本的な研究戦略・企画等を総合的にマネジメントするとともに、各研究プロジェクトの運営管理等を行い、COI 拠点の運営を統括します。併せて、デザイン思考等を活用した多様な参加者の創意を引き出す対話型のワークショップの場として、新たなシーズ・ニーズ、アイデア等について発掘する機能も有します。

事業実施の中で COI 拠点における戦略的研究開発と顕在していないシーズ・ニーズのマッチング等を一体的に運営することにより、大学等にビジネスにつながる新価値・市場創造を継続的に生み出すシステムの構築を図ります。

### (2) 研究推進機構(仮称)の機能

研究推進機構(仮称)は、COI 拠点の研究開発活動のポストアワードの管理・マネジメントと市民参加のオープン・イノベーションのための産学官連携関係者の会議等の運営という以下の2つの機能を有します。本事業では、研究推進機構(仮称)を中心とした以下の活動を支援します。

**① COI 拠点における研究開発活動の運営統括・マネジメント**

・ビジョナリーチーム及び構造化チームとの連携・調整窓口機能

- ・COI 拠点の研究開発活動の基本的な研究戦略・企画等の策定
- ・事業化、社会実装を見据えた研究開発実行計画(ロードマップ等)の策定
- ・COI 拠点の研究開発活動の進捗管理(改善・見直し等も含む)
- ・COI 拠点運営マネジメント(拠点の人員・予算・施設利用等の調整、知財戦略マネジメント)
- ・COI 拠点と学外組織(JST、大学、研究機関、企業、自治体等)、学内既存組織(各部署、産学官連携本部 等)との連携・調整窓口機能 等

## ② COI 拠点における新たなシーズ・ニーズ等の発掘

COI 拠点の活動の多様性を確保するために、拠点のビジョンやイメージ、拠点の研究開発活動から派生する研究開発課題等に関連する新たなシーズ・ニーズ等を異分野・異業種・異領域の参加者による対話型ワークショップ等により発掘する。

対話型ワークショップや調査研究等の実施により、その過程において得られる効果・課題・改善点等について検証し、次のワークショップ等拠点の活動へフィードバックする。

### 【活動内容】

- i) 多様な参加者によるワークショップ等を企画・実施(様々な対話の手法を活用した対話の促進によるイノベーションに向けたアイデア等の発掘)。
- ii) ①により発掘されたアイデア、コンセプト等についての調査研究等<sup>\*</sup>を実施し、実現可能性について評価を行う。

※・シーズ・ニーズ調査(企業、社会、市民ニーズ等)

- ・アイデア等の実現可能性の検証(技術的実現可能性の調査、コンセプト等の可視化(映像化、モデル化等)、プロトタイピング、FS前段階のスタートアップ調査研究等)
- ・事業化の実現可能性の検証(マーケティング調査、パテント調査、開発動向調査、国際標準化の調査等)

- iii) ワークショップ等の運営から得られる効果・課題・改善点等を洗い出し、とりまとめ、次のワークショップ等拠点の活動へとフィードバックさせる。

上記により発掘・探索された新たなシーズ・ニーズ、アイデア等をベースとして新たな研究開発課題や社会実装を見据えたロードマップ等を継続的に企画・立案するとともに、新たなアイデア等は、COI プログラムの研究開発活動にもフィードバックする。

なお、対話型ワークショップ等の実施にあたっては、ファシリテーター<sup>\*</sup>となる人材の確保や若手を含めた幅広い年齢層や、女性など多様な参加者による構成に留意する。

- 自然科学系研究者と企業を中心とした産学官連携参加者だけではなく、人

文・社会科学系研究者の参加が可能なこと

- 企業については、研究開発部門だけではなく、事業企画部門、経営部門等の参加が可能なこと
- その他連携の範囲を広げた多様な関係者の参加が可能なこと

※ ファシリテーター:大辞泉では「集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、偏らないよう、順調に進行するよう口添えする役。議長と違い、決定権を持たない。」と定義されている。

### (3) 研究推進機構(仮称)の人材イメージ

企業・大学等の研究者等が研究開発活動等に専念できる環境が確保されるよう、研究推進機構(仮称)を中心として、拠点の活動全般を円滑に運営・マネジメント・サポートする最適な体制を企画・立案していただく必要があります。

研究推進機構(仮称)には、次の機能等を有する人材の配置を想定しています。(産業界の経験者または知見を有する人材を推奨)。

なお、②は COI プログラムの支援対象であるため、本補助金の支援対象外となります。

- ① 機構長(プロジェクトリーダー)
  - ・ 研究推進機構(仮称)を中心とした拠点運営・マネジメントを統括
  - ・ COI 拠点における研究開発活動を統括(COI プログラムの責任者)
- ② 副機構長(研究リーダー) ※本補助金からの支出対象外
  - ・ 大学等の研究者(COI プログラムにおける大学等側の責任者)
  - ・ プロジェクトリーダーの指揮の下で、必要となる研究開発を遂行する。
- ③ 機構戦略支援統括
  - ・ COI 拠点の運営支援等の本部機能、将来の産業化を見据えた研究開発活動の研究戦略・企画等をサポート
  - ・ ビジナリーチームとの連携窓口
- ④ シーズ・ニーズ探索統括
  - ・ COI 拠点の多様性を確保するため、新たなシーズ・ニーズ、研究開発課題等の探索を担当。(対話型ワークショップ等をマネジメント)
- ⑤ 知財戦略統括
  - ・ COI 拠点の知的財産の創造・維持・管理、知財戦略策定等を担当 等
- ⑥ 機構サポートスタッフ
  - ・ COI 拠点の運営補助、COI 拠点におけるシーズ・ニーズ探索、マッチング活動、対話型ワークショップ、マーケティング、国際展開の支援等(卓越したシニア

の産学連携コーディネーター（「シニアコーディネーター」）、若手・女性コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター等多様な人材（複数名を想定）。

- ・ シニアコーディネーターは、企業における様々な経験や幅広いコーディネート活動の経験等を十分に持ち、学内外に広いネットワークを有したイノベーター的な人材を想定。
- ・ 拠点の円滑な運営及び拠点活動の高度化のため、以下の取組に配慮。
  - \* シニアコーディネーターがワークショップ等の拠点活動へ若手・女性人材の参画を推進することにより、人材育成を実施
  - \* 拠点間のコーディネーター等サポートスタッフのネットワークの構築や、コーディネート活動等のスキル向上に資する取組（研修会の開催等）

#### （４） 産学官連携組織（産学官連携本部等）の支援について

研究推進機構（仮称）の円滑な運営と、大学等に新たなシーズ・ニーズを発掘する産学官連携システムを定着させるため、研究推進機構（仮称）の運営に産学官連携組織（産学官連携本部等）が積極的に参画し、高度で専門的なノウハウを活用することにより、拠点活動全般の支援を行ってください。

#### （５） 事業費について

##### ① 補助金について

本事業は、文部科学省の（項）科学技術・学術政策推進費（目）地域産学官連携科学技術振興事業費補助金による大学等（第1章1.（2）②対象となる機関参照）を対象とした補助事業であり、採択された大学等に対して文部科学省から補助金が交付されます。

なお、補助金の交付にあたっては、大学等の機関の長から文部科学大臣宛てに申請手続等を行っていただきます。

##### ② 経費について

拠点あたり、年間約1億円程度（初年度は5～6千万円程度）の支援を予定しています。

本事業を実施するために必要となる人件費、事業実施費及び設備備品費を対象とします。本事業の対象となる経費の用途等については、以下の通りです。なお、本事業では間接経費、一般管理費は計上できませんのでご注意ください。

- ・ 人 件 費：（3）の研究推進機構（仮称）の構成員等事業実施者の雇用に係る経費、事業実施に必要な補助者の雇用に係る経費（（3）②に

係る経費は除く)。

- ・事業実施費:事業実施のために必要な各種経費(消耗品費、旅費(国内・外国・外国人等招へい)、諸謝金、会議開催費(会議・ワークショップ等の開催)、借損料(物品等の借損・使用)、雑役務費(データ分析等の役務)、調査等委託費(各種調査等の委託)、運営費(運搬、データ通信等))。
- ・設備備品費:拠点活動のため大学等が資産として取り扱うものを取得、効用を増加させるための経費。

なお、経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理執行していただくこととなりますので、ご注意ください。

### ③ 事業期間について

COIプログラムと連携して最長9年度を予定しています。

## 第3章 拠点構成の検討及び決定について

### 1. 拠点数

12拠点程度を予定しています。

### 2. 審査の方法等

拠点構成の検討は、ビジョナリーチーム等が非公開で行いますが、検討の過程において、提案内容について提案者に問い合わせやヒアリングを行う場合があります。なお、提案された構想について提案機関からのヒアリング等を踏まえつつ、研究課題やチームの追加<sup>※1</sup>、テーマの統合のほか、まず「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」において検討を行い、その結果次第では拠点の構成要素とすることを含め、最適な拠点を構成するための体制の作り込みを実施します<sup>※2</sup>。

※1 応募のなかった研究チームを見出し、拠点構成を担っていただくこともあり得ます。

※2 締切り前であっても、拠点構成の検討は最終的な提案があった時点から順次開始します。

また、検討に関わる者は、検討の過程において取得した情報を一切第三者に漏洩しないこと、善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守します。

なお、検討の経過に関する問い合わせには応じられません。また提出された提案書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

### 3. 形式審査

提案書類について、応募要件(公募対象機関に該当するか、必要書類に不足はないか、不適正経理に係る申請資格の制限に該当しないか等)について審査します。

応募要件を満たしていない提案は、以降の審査対象から除外されます。

### 4. 検討結果の通知等

最終的に、全ての提案者に対して結果の通知を行います。

決定した拠点については、拠点名、プロジェクトリーダーの氏名と所属機関名、研究リーダーの氏名とその所属機関名、プロジェクトの概要をホームページ等で公表します。不採択の場合、提案内容の公表は一切行いません。

提案情報の管理については「補足1 提案にあたっての留意点(22) 応募情報及び個人情報の取り扱い」を参照してください。

研究開発開始後にも、ビジョナリーチーム等の判断により、研究開発の進捗状



況、企業の活動状況、中間評価結果等を踏まえ、研究開発費の調整(研究開発費支援の終了含む)を行うことがあります。

## 第4章 提案方法

### 1. 提案方法について

本公募では、e-Radを用い「COI STREAM 拠点募集」として提案を受け付けます。

なお、提出された電子、及び印刷物による提案書類は、文部科学省、及び JST により、この制度の目的達成にふさわしい拠点構成を決定するための検討に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「補足1 提案にあたっての留意点(22)応募情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

#### (1) 提案者

e-Rad を用いて、企業または大学等から機関単位で提案していただきます。複数の機関が参画する場合は、代表研究機関から提案していただきますが、単独の機関で提案していただくことも可能です。

また、同一機関から複数の提案をいただくことも可能ですが、この場合、機関内で提案の優先順位を決めていただく必要はありません。

機関単位での提案は、e-Rad の所属研究機関担当者(e-Rad 事務代表者)にご確認いただくとともに、補足3をご確認ください。

なお、e-Rad での提案のほか、郵送での提出を必要とする書類もありますので、ご確認ください。

#### (2) 提案書類の提出期限

**電子申請(e-Rad)：平成25年8月12日(月)正午<厳守>**

**郵送が必要な書類：平成25年8月12日(月)(当日消印有効)**

※ 公募期間中に限って、提案の補正を認めます。

※ e-Rad による公募は、提出期限後に自動的に終了しますので、十分に時間的余裕をもって提案してください。e-Rad の操作方法については補足3をご確認ください。

### (3) 提案に必要な書類

	提案書類	電子申請(e-Rad)	郵送(着払い不可)
1	拠点提案書(様式1~7)	1部	—
2	機関提案書(様式8)(「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」用)※	—	1部
3	拠点構想概要図(パワーポイント等)	1部	—
4	e-Rad 入力データシート	e-Rad 応募情報登録必須データ	—
5	企業パンフレット	—	企業ごとに1部
6	決算報告書(直近3期)or 有価証券報告書(直近3期)	—	企業ごとに1部

※企業のみの方の提案の場合には必要ありません。

### (4) 作成・提出にあたっての注意事項

提案書は、様式に沿って簡潔かつ要領良く作成してください。「提案書類(様式)」は、本プログラムの公募ページ

(<http://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>)よりダウンロードできますので、必要事項をパソコンで入力して作成してください(フォントサイズ:10.5ポイント)。

上記の同公募ページよりダウンロードできる「e-Rad 入力データシート」は e-Rad に入力する必要がある応募情報登録の内容や注意事項が記載されていますので、必ずダウンロードしていただき、「提案書類(様式)」とともに作成いただいた上で提案の際にご活用ください。

拠点決定後には、各参画機関より拠点計画に対しての承諾書を提出していただきます。

複数の企業が共同して研究開発を実施する提案の場合は、各企業の企業パンフレットを提出してください。

なお、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受けられません。

提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。なお、秘密保持については十分に配慮いたします。

## (5) 郵送が必要な書類の提出先

上記(3)に示す提案に必要な書類のうち、郵送を必要とする書類は、一括して下記の宛先に郵送してください。

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町  
(独)科学技術振興機構(JST)  
産学基礎基盤推進部 COI STREAM 拠点担当 行き  
TEL:03-5214-8475

お問い合わせ先については、本公募要領末尾の「問い合わせ先」をご確認ください。

## 2. 拠点提案書の記入要領

e-Rad を用いた電子申請では、補足4に示す「拠点提案書」をご提出いただきます。本提案書の様式ごとの記入要領を以下に示します。

### 【提案書】提案書

- ・ 様式1: 基本情報・参画機関

拠点名、該当するビジョン・拠点イメージ、提案者(プロジェクトリーダー、研究リーダー)、参画機関をご記入ください。未定の場合は空欄でかまいません。参画機関(企業・大学等)は、本提案に対する事前了解をそれぞれ得た上で記載してください。

また、e-Radを用いた電子申請時にはe-Radの「分担機関」に参画機関を入力してください。

- ・ 様式2: 拠点概要

拠点名に加え、予定している研究開発期間、全研究開発期間での研究開発資金(JST 支出分総額、および企業の「リソース提供」予定総額)、研究推進機構(仮称)に係る費用、課題概要(300字以内)等をご記入ください。また課題概要中に用いている用語から課題キーワードを5つ程度抽出して記載してください。

\* 印の項目の内容については e-Rad を用いた電子申請時に同様の項目にそのまま入力してください。また e-Rad 入力データシートにも JST 支出分について記入いただく箇所がございます。

- ・ 様式3: 拠点構想

具体的な拠点構想をご記入ください。特に、提案のバックキャスト手法、提案のインパクト・革新性、産学連携・異分野融合の効果、本拠点での成果を実際に社会実装するにあたっての課題分析とその課題克服に向けて必要な取り組みや、想定している拠点のマネジメント組織、継続的な拠点運営のために導入を予定している方策等についてご記入ください。

別途、拠点の概要を、対外的に解るようにパワーポイント等を用いて1枚のポンチ絵「拠点構想概要図」にまとめてください。配置や構成は各提案者の事情に合わせていただいて結構ですが、ビジョンとの関係や具体的な目標等について含まれるようにしてください。「拠点構想概要図」の電子ファイルは e-Rad 申請時にアップロードしてください。

#### 【補足資料】

拠点構成検討のための補足資料です(任意記載)。現段階で想定している情報等をご記入ください。

- ・ 様式4: 技術シーズ・ロードマップ

本拠点提案において、元となる技術シーズ、現状想定している研究開発項目、研究開発から社会実装までのロードマップについてご記入ください。

- ・ 様式5: 特許・論文リスト

参画を期待している研究者及び提案と関係の深い成果や取組。特に技術シーズにもとづく特に重要な特許、及び論文を記載してください。

- ・ 様式6: 関連情報

提案を実現するために必要な連携体制や今後の強化策、現在受けている助成金、プロジェクトリーダー・研究リーダーの履歴、企業情報についてご記入ください。

#### 【大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業】

- ・ 様式7: 研究推進機構(仮称)の運営について(新たなシーズ・ニーズ等の発掘)

大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業に関連して、研究推進機構(仮称)を中心とした新たなシーズ・ニーズ等の発掘への取り組みに関する実施体制等について記載してください。

※企業のみの方の場合は必要ありません。

- ・ 様式8:大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業機関提案書  
本事業の応募にあたっての提案書となります。関係箇所に記入の上、前述にあるとおり他の郵送物と一緒にJSTに郵送してください。  
※企業のみの方案の場合は必要ありません。  
※1機関あたり1部作成してください。

## 第5章 拠点の責務等

拠点決定後に拠点が受ける責務等について「COI プログラム」「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」の両事業に共通する事項、個別の事項に分けて記載します。

### 1. 両事業共通事項

#### (1) 研究開発の推進

プロジェクトリーダーは、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等は、プロジェクトリーダーが行ってください。

また、プロジェクトリーダーは、各研究プロジェクトの運営管理等を行い拠点の運営を統括する研究推進機構(仮称)を組織し、その長として、拠点における研究開発活動の基本的な研究戦略・企画等の総合的なマネジメントを行っていただきます。

拠点の活動状況等に関するビジョナリーリーダー等への情報提供は、研究推進機構(仮称)を通して行ってください。また、拠点は、10年後の社会的・経済的な社会実装や、事業としての持続可能性を念頭に置いていただき、プログラム終了後も拠点としての研究開発活動が継続するように運営して頂くようお願いします。

万一、参画企業の経営上の都合等により、研究開発の継続に困難が生じた場合、プロジェクトリーダーは速やかにその旨を JST に連絡してください。

#### (2) 進捗状況の把握等

ビジョナリーチーム等は、クラウド等 ICT を活用したリアルタイム情報共有(活動の見える化と拠点活動の一体性担保)、プロジェクトリーダーから提出される報告書、中間評価等により、拠点における研究開発の進捗状況や成果だけでなく、企業の活動状況、大学での支援体制、新たなルール等の策定、参画企業の「リソース提供」等の状況を把握し、必要な協力・支援・提言等を行います。

ビジョナリーチーム等の指示に基づき、研究開発計画や研究・支援体制の見直し等をプロジェクトリーダーに求めることがあります。評価結果によっては、研究開発計画の変更だけでなく、研究開発費の増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

また、ビジョナリーチーム等は、研究開発期間終了後に、各拠点の成果等について事後評価を行います。評価結果についてはホームページ等で公開することがあります。

### (3) 研究開発終了後の追跡調査

研究開発期間終了後、追跡調査(フォローアップ)等にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

研究開発期間終了後に、プロジェクトリーダーの連絡先等に変更があればご連絡ください。

## 2. COI プログラム

### (1) 参画する大学等、企業の拠点計画に対する承諾書の提出

ビジョナリーチームからの拠点体制の提言を受け、調整を行い、正式に採択された研究計画について、参画する大学等、及び企業の全てから、計画遂行に対する法人としての承諾書の提出をしていただきます。

### (2) 委託研究開発契約の締結

JSTは、決定した拠点について、研究開発に参画するすべての大学等の機関との間で、研究開発の計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行い、委託研究開発契約を締結します。契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容(経費の積算を含む)について双方の合意が得られない場合は、採択された研究開発拠点であっても契約に至らない場合があります。

なお、予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の変更あるいは研究開発の中止を求めることがあります。

JSTとの委託研究開発契約に基づき、大学等は、研究開発の実施及び支出される研究開発費の執行にあたって、以下(3)～(7)の条件を守る必要があります。

### (3) 研究開発チーム内の予算配分

プロジェクトリーダーは、研究開発を実施するにあたり、研究開発チームへの定められた予算額内において、研究開発費の配分権限及び説明責任を持ちます。プロジェクトリーダーは、革新的なイノベーションの創出を推進するため、当該研究開発の参画機関に対して、若手研究者等が行う自由な発想による小規模な研究開発等に機動的な予算配分を行ってください。

### (4) 研究開発費の経理

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委



託研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

#### (5) 取得財産の帰属

JST が支出する研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

#### (6) 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効率的・効果的に推進するシステム・体制等の整備状況(知財の取り扱いルールや拠点の運営方法等)を拠点活動における重要な評価項目の一つにしています。そのため、プロジェクトリーダー及び研究リーダーには、両者の協議により、参画企業のメリットに十分留意して、参画機関が高いモチベーションを持って取り組むことができる具体的な研究開発の仕組みについて検討していただきます。

例えば、

- ・ 基本特許は原則として大学等が一元的に管理し、一定の期間は COI 参画企業に独占的な実施を認める。
  - ・ 大学等は、共同出願人である COI 参画企業に対しては、不実施補償を求めない。
  - ・ 知的財産権の大学持分は COI 参画企業以外に譲渡しない。
- 等の内容の検討が考えられます。

#### (7) 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める拠点ごとの運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、拠点で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

※ 研究の事業化を優先し、一定の期間、研究内容あるいは研究成果を非公開とすることを可能とします。事業化の目途が立った際には、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発期間中及び終了後に、必要に応じて得られた成果を発表していただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただくとともに、JST に事前にご一報いただきますようお願いいたします。

### 3. 大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業

#### (1) 補助金について

- ① 本事業は、文部科学省の(項)科学技術・学術政策推進費(目)地域産学官連携科学技術振興事業費補助金による補助事業であり、採択された大学等は補助金の交付等に関する諸手続が必要となります。
- ② 補助金交付(予定)額は提案書類等の内容を勘案して予算の範囲内で決定しますので、応募者の掲示する金額とは必ずしも一致しません。
- ③ 採択された大学等は、交付要綱に基づき、年度毎に実績報告書等を作成し、文部科学省に提出していただく必要があります。

#### (2) 補助金の執行に関する留意事項

採択され補助金の交付を受ける大学等の長、事業推進担当者及び経理等事務担当者は以下のことに留意してください。

- ① 本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。
- ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に準じて、適正な執行管理を行う必要があります。
- ③ 提案書類、交付手続き関係書類、報告書等の作成や提出、事業の実施等を、大学等の長の下、一括して行ってください。
- ④ 本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学等の事務局が計画的に経費の管理を行ってください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存することにも注意してください。
- ⑤ 設備備品を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、複数年度にわたる補助金による事業実施期間

内のみならず、その終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

- ⑥ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

## 別紙1 COI STREAM で掲げるビジョンについて

COI STREAM が、科学技術に基づく革新的なイノベーションで社会に変革をもたらすことを主眼としていることを前提として、対象を大きく「人」と「社会」に分類し、達成すべきビジョン、あるべき社会の姿を下記の通り設定します。

なお、情報革命ともいうべき現状に鑑み、ビジョンの実現に当たっては、ICT の活用を積極的に図ることとします。

### 【人が変わる】

- ・ ビジョン1. 「少子高齢化先進国としての持続性確保: Smart Life Care、Ageless Society」  
(例) 絆がつくる健やかな社会の実現

- ・ ビジョン2. 「豊かな生活環境の構築(繁栄し、尊敬される国へ): Smart Japan」  
(例) ハピネス社会の実現(既定概念を超える安全・安心の実現、利便性の確保など)  
「幸せ」や「安心」を実感する社会の実現

### 【社会が変わる】

- ・ ビジョン3. 「活気ある持続可能な(Active Sustainability)社会の構築」  
(例) 究極の効率化を図った分散型エネルギー社会の実現(ポスト電力)  
エネルギーを無駄にしない究極の軽量化社会の実現  
究極の資源(エネルギーや食糧など)利用効率化社会の実現  
究極の個別化(Personalization)に資するモビリティ社会の実現

## 別紙2 COI STREAM ガバニング委員会の検討事項とメンバー

### 1. 趣旨

COI STREAM を実施するにあたり、我が国が目指すべき将来に向けたビジョンと、そのビジョンをもって強力なリーダーシップで事業を推進するビジョナリーリーダーの特定・評価を行うとともに、事業の具体的な進め方及び拠点の在り方等について検討するため、COI STREAM ガバニング委員会を設置する。

### 2. 検討事項

- ① COI STREAM におけるビジョンの特定について
- ② COI STREAM におけるビジョナリーリーダーの特定・評価について
- ③ COI STREAM の具体的な進め方、スケジュールについて
- ④ COI STREAM の運営方法、運営上の留意点について
- ⑤ その他 COI 事業の推進に必要な検討事項について

### 3. メンバー

小宮山	宏	株式会社三菱総合研究所	理事長
伊藤	穰一	MITメディアラボ	所長
川村	隆	株式会社日立製作所	取締役会長
堀場	厚	株式会社堀場製作所	代表取締役会長兼社長
松本	紘	国立大学法人京都大学	総長
三木谷	浩史	楽天株式会社	代表取締役会長兼社長
渡辺	捷昭	トヨタ自動車株式会社	相談役

(総括ビジョナリーリーダー)

濱口道成 国立大学法人名古屋大学 総長

※ 総括ビジョナリーリーダーは、各ビジョナリーチームの活動を俯瞰的にモニターし、相互調整を行うとともに、常時ガバニング委員会に出席する。

## 別紙3 ビジヨナリーチームの役割とメンバー

### 1. 趣旨

COI STREAM における各ビジョンについて、COI 拠点の設計や、提案を受付けて COI 拠点構成の最適化等に係る検討を行うため、産業界を中心に科学技術も含めた幅広い知見を有する者3名から構成される「ビジヨナリーチーム」を設置する。

### 2. 役割

- ・ ガバニング委員会の指名を受けてビジョンの具体化(アジェンダの特定)及び COI 拠点の設計を検討
- ・ COI 拠点の設計に基づき、大学、研究機関等から提案を受付け
- ・ 提案に基づき、COI 拠点の構成の検討、拠点のプロジェクトリーダーを指名
- ・ 最適化された COI 拠点構想をガバニング委員会に報告
- ・ COI 拠点の運営をモニタリングし、パフォーマンスを評価

### 3. メンバー

- ・ ビジョン1.「少子高齢化先進国としての持続性確保: Smart Life Care、Ageless Society」

松田 讓 協和発酵キリン(株) 相談役

大西 昭郎 東京大学公共政策大学院 特任教授

森 雅彦 (株)森精機製作所 取締役社長

- ・ ビジョン2.「豊かな生活環境の構築(繁栄し、尊敬される国へ): Smart Japan」

横田 昭元 伊藤忠商事(株) 副社長

阿部 晃一 東レ(株) 専務取締役

大垣 眞一郎 東京大学名誉教授

- ・ ビジョン3.「活気ある持続可能な(Active Sustainability)社会の構築」

住川 雅晴 (株)日立製作所 顧問

浅倉 眞司 GE インターナショナル・インク グローバルリサーチセンター 日本代表

池上 徹彦 前会津大学 学長

## 別紙4 COI STREAM におけるプログラム構成

COI STREAM では、ビジョンに基づき、以下のプログラム等の組み合わせにより研究開発費、拠点運営費(人件費)等の支援を行います。

- ・ **センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム:**

COI STREAM のビジョンに沿って、ハイリスクではあるが実用化の期待が大きい異分野融合・連携型の基盤的テーマに対し、集中的な支援を行い、産学が連携する研究開発チームを形成します。産学連携については研究開発期間を通じて持ち寄り方式で運営することとし、全体の状況を踏まえて最適な体制を構築することを基本とする。

- ・ **研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP):**

課題や研究開発の特性に応じ、総合的かつ切れ目なく成果を実用化・事業化するための研究開発を支援します。COI STREAM のビジョンに沿って、産学共同研究のシーズの発掘(FS ステージ)や、COI 拠点からスピリアウトする成果を切れ目なく事業化につなぐための研究開発(本格ステージ)を実施します。

(COIプログラムとの連携)

- ・ COI プログラムで拠点構成の最適化等を検討する際の参考として、A-STEP FS ステージへの提案情報(ビジョン実現への貢献等)をビジョナリーチーム(別紙3参照)に提供(6月中)
- ・ COI プログラムへの提案のうち、COI 拠点として採択するより、当面 A-STEP により推進することが適当と思われる提案をビジョナリーチームが抽出し、A-STEP の評価委員会に提供。A-STEP で採択することが適当と判断されれば、A-STEP で支援。(10月以降)

- ・ **大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業:**

COI を構成する研究プロジェクトの戦略等を策定・運営するため、COI 拠点に多様な関係者による「研究推進機構(仮称)」を設置するための拠点運営費(人件費等)、新たなシーズ・ニーズ等の発掘に係る調査研究費等を支援します。

(「研究推進機構(仮称)」のイメージ)

「研究推進機構(仮称)」は、COI 拠点における研究開発活動の基本的な研究戦略・企画等を総合的にマネジメントするとともに、各研究プロジェクトの運営管

理等を行い、COI 拠点の運営を統括します。併せて、多様な参加者の知見を活用したデザイン思考による対話型のワークショップとして、新たなシーズ・ニーズ、アイデア等について発掘する機能も有します。

(参考:イノベーション創出に向けた具体的対話手法の開発)

文部科学省では、未来の社会像とこれに貢献する「知」の在り方について大学自らがデザインすることが可能となるよう、多様な参加者の対話に基づき、大学発のイノベーションを創出する確率を高める方法について検討を行うため、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に「イノベーション対話促進作業部会」を設置しました。本作業部会での議論を踏まえ、文部科学省においては、別途委託事業により、大学等におけるイノベーションの創出に向けた具体的な対話の手法「イノベーション対話ツール」の開発を行っています。

<「イノベーション対話ツール」を構成するコンテンツの例>

- ・予算、会場、期間、事前準備
- ・参加者の選定基準や必要人数
- ・対話型ワークショップのゴールの設定
- ・対話実施の手順
- ・課題設定の際の留意事項や課題発見の方法
- ・アイデアを効果的に発散・収束・表現する方法
- ・対話終了後のフォローアップ
- ・ファシリテーターの役割 等

※作業部会の詳細は、以下のリンク先をご参照ください。作業部会の報告書その他、配付資料、議事録についても掲載されています。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/003/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/003/index.htm)



## 別紙5 構造化チームの役割とメンバー

### 1. 趣旨

COI プログラムの推進に当たり、ビジョナリーチームの活動を俯瞰的にモニターし、相互の連携調整を図るといふ、総括ビジョナリーリーダーの任務を実効あるものとし、併せて各ビジョナリーチームの活動を支援するため、「構造化チーム」を設置する。

### 2. 役割

構造化チームは、総括ビジョナリーリーダーの指揮のもと、以下のミッションを担い、必要な活動を行う。

- ・ 新たな将来ビジョン、革新的課題候補の抽出
- ・ 各拠点の活動状況(FSも含む)の集約・分析、活動の見える化(Web ベースでのデータベース構築)→ ビジョナリーチームとの共有
- ・ 拠点のパフォーマンス評価のための指標抽出
- ・ 各ビジョン、拠点間の連携の可能性抽出
- ・ COI を通じたイノベーションモデル(エコシステム)のあり方についての調査研究

### 3. メンバー

(総括ビジョナリーリーダー)

- ・ 濱口 道成(名古屋大学 総長)
- ・ 植田 和弘(京都大学 経済学研究科長・経済学部長)
- ・ 梶川 裕矢(東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科 准教授)
- ・ 小池 聡(ベジタリア(株) 代表取締役社長)
- ・ 角南 篤(政策研究大学院大学 准教授)
- ・ 武内 和彦(東京大学サステイナビリティ学連携研究機構長・教授)
- ・ 土井 美和子((株)東芝 研究開発センター 首席技監)
- ・ 松尾 豊(東京大学大学院工学系研究科 総合研究機構 准教授)
- ・ 水野 正明(名古屋大学 医学部附属病院 教授)
- ・ 吉川 左紀子(京都大学 こころの未来研究センター長)
- ・ 吉川 正人(東レ(株) 研究・開発企画部 CR 企画室長)

※平成25年6月11日現在。構成員は活動に応じて適宜追加の予定。

## 参考資料1 拠点募集時に示すソリューションの例

COI STREAM では、3月29日から4月19日までビジョンを実現するためのアイデア募集を行った。

拠点公募によって柔軟な発想による優れた提案を集め、革新的なイノベーションを実現する拠点を構成するため、アイデア提案等を踏まえて、4月末から5月末にかけてビジョン毎に設置したビジョナリーチームにおいて検討を行い、ビジョン実現のためのソリューションの例について6月4日に開催したガバニング委員会で決定した。

なお、以下は COI 拠点のコンセプトを満たすソリューションの例になります。これらに限らず、ビジョンを実現するための方策について柔軟に検討していただき、斬新でインパクトのある提案を期待しています。

### (ビジョン1) 少子高齢化先進国としての持続性確保

ソリューションの例	構成要素	概要 (現状、社会に与えるインパクト、革新性)
Smart Life Care	Total Health Care	確かなデータと分析に基づいた診断、治療や介護、保健指導の提供を可能とし、少しでも多くの高齢者がその能力により社会貢献することを実現するため、投入可能な資源を革新的手法で組み合わせることにより、健康状態のモニタリング情報を集約するとともに、早期診断、身体への負担が少ない医療、遠隔・救急医療、治療後のアフターケアまでを一貫して行う革新的かつ経済的なヘルスケアシステムを実現する。
	Medical Revolution	いつでもどこでも誰でも心理的・身体的・経済的負担なく最先端医療の恩恵を享受でき、健康に安心して暮らせる社会を実現するため、異分野、異業種の世界の英知が結集し、例えば、手術によることなく、飲む、または貼るだけであらゆる疾患を治癒するような効果の高い医療の提供や、限られた資源を活かす医療デリバリーシステム等の革新的かつ経済的合理性の高いシステムの社会実装や起業に取り組みその成果を活発に社会還元する。
Ageless Society	Human Resilience しなやかで弾力的な生活の実現	コミュニケーションと社会参加、リハビリにより、高齢者が健康かつ終身現役でその能力により社会貢献することを実現するため、病気や加齢に伴う機能低下を未然に防止するとともに身体機能等を適切にサポートするシステムを開発する。
	子どもの健全な発達を支えるWell-Growing Up	子どもを育てやすい環境を整備することで、若い世代が積極的に家庭を持ち、子どもを持ちたいと思うような社会を実現するため、子どもや親に対する精神面、医療面等のサポートを充実させるとともに、育児支援や勤務環境の多様化等を促進して子どもと親族のつながりを強めるシステムを開発する。
絆がつくる健やかな社会	家族・地域ぐるみのつながりの再生(Family Ties 強化)	少子高齢化が進展し、生活の糧を求めて農村から都市への移住が盛んになる結果、核家族化が更に進展すると見込まれる。このため、離れて生活している家族が互いの存在を身近に感じ、感情を共有できる遠隔コミュニケーション手段を実現。また、健康寿命を延ばし、人生を楽しむ社会を実現するため、地域ぐるみの教育や食を活用したシステムを開発する。
	多様なプレーヤーの活躍促進	少子高齢化が進む中でも、人種・年齢・性別等を越えて多様なプレーヤーが生き生きと活躍し、共生できる社会を実現するため、教育への参画等を通じて高齢者の力を社会に活用する仕組みや、世界の人材を活用する仕組み、効果的な子育て、介護支援等を実現するシステムを開発する。

## (ビジョン2) 豊かな生活環境の構築(繁栄し、尊敬される国へ)

ソリューションの例	構成要素	概要 (現状、社会に与えるインパクト、革新性)
Smart Japan	誰もが病気になる社会の実現	豊かな生活環境を実現するには、高い生活の質(QOL: Quality of Life)を確保することが不可欠である。確かなデータに基づいて個人の疾患リスクを予測し、どこにおいても同質の医療が受けられる生活環境を実現するため、身体への負担がない手法により健康情報を集約するとともに、個人の健康状態や健康の脅威となる疾患リスクをリアルタイムで評価し、診断等に有益な情報を低コストで提示するシステムを開発する。
	信頼できるインフラストラクチャの実現	誰もが安心して依頼できる高い信頼性を持ったインフラを実現するため、インフラの異常、予兆を検出するとともに、その結果に基づき災害・事故などを早期に予測し、適切な対応を取るシステムを開発する。
	安全・安心、豊かな気持ちで暮らせる先進スマートシティの実現	少子高齢化に伴い、豊かな都市生活に対する需要は、今後更に高まると見込まれる。限りある資源を最大限活用し、個人のニーズに適合した豊かな生活環境を構築するため、高齢者の知見を活用、社会参加を推進するとともに生活をサポートし、エネルギー・山林等資源の循環利用、高精度な防災・減災システム等を統合した都市システムを、地域の実情に応じてデザインし、開発する。
	ストレスフリー・快活生活の実現	ストレスフリーの社会を実現し、活力ある日本をつくり出すため、ストレスを物質レベルで評価して、個人の健康状態を把握するとともに、ストレスをコントロールするために適切な措置を取るシステムを開発する。
Smart Japan、先進的・文化的独自性	快適で安心・安全な生活を支えるスマートネットワークの実現	快適で安心・安全な生活を実現するため、自然な操作感を備え、電力の高効率利用や、人と人の距離を縮める新たな通信技術等を備えたシステムをデザインし、開発する。
ハピネス社会、先進的・文化的独自性	感性文化発信	思考方法に動きを取り入れるなど、触れる者が幸福を感じられる魅力的で感性に訴える手法により、五感や感情など、見えない感性を目に見え、人に伝えられる形にすることにより、人間同士、人間とモノの新たなコミュニケーションを実現し、社会に取り入れていく。
	個人ニーズ対応の実現	多様化する個人のニーズにきめ細かく対応しながら、人々の社会貢献に対する意欲を喚起し、個人のライフスタイルを革新するには、モノのライフサイクルを革新することが必要である。共創の場を活用して多様なニーズ・情報の中からアイデアを練り上げ、少量でも価値のある製品を生み出すとともに、使い終わった後は循環利用が可能であるような、未来型のものづくりを先取りするシステムを実現する。

## (ビジョン3) 活気ある持続可能な社会の構築

ソリューションの例	構成要素	概要 (現状、社会に与えるインパクト、革新性)
個別化・多様化に適合した社会	多様化に対応した社会変革の実現	モノやエネルギー等について、多様化する個人のニーズにきめ細かく対応し、輸送エネルギーやストック、温室効果ガス等の無駄を徹底的に排除することで、各個人に活気が生まれて新たな社会システムが構築される。例えば、ものづくりについて、共創の場を活用して個人ニーズに応じるための少量生産システムや、使い終わった後は循環利用が可能であるようなシステム等を構築することにより、産業構造や製品流通のあり方が変わり、モノのライフサイクルが変革される。また、個人が望む場所にすぐに移動し、必要なエネルギーをすぐに利用するなどが実現されることにより、個人のライフスタイルや価値観、さらに社会構造も変革される。個別化の実現を通じて、このような21世紀型の新社会システムの実現を誘起する。
持続的に発展可能な社会	人が活きる持続力ある高度都市システムの実現	住民が幸せで活気ある暮らしを実感できる高機能で持続的なまちづくりを実現するため、税制等も併用しつつ、社会的利益と個人の利益のバランスを考慮して都市機能を適切に設計(機能的な中央業務地区、ゆとりある生活を支える住宅地、資源の循環利用を可能とする山林等の郊外)し、高精度な防災・減災システム等を備えた長期的に発展する都市システムを、地域の実情に応じてデザインし、開発する。
	数世紀デザインによる高付加価値インフラの実現	長期間にわたって価値を失わない生活空間を実現するため、高い安全性と保守性を備え、長期的自然循環サイクルと調和した革新的インフラシステムを開発するとともに、このインフラを組み込んだ広域国土利用をデザインし、社会実装する。
	環境に調和した魅力ある第一次産業の実現	日本のみならず世界市場において、長期的に高い付加価値・品質・収益性を獲得するとともに、長期的自然循環サイクルと調和し、経済的な競争力を有する持続可能な第一次産業(農、漁、林業等)を実現するために生産・加工・流通等のシステムを開発する。
	エネルギー・資源の革新的自給システムの実現	化石燃料の輸入依存から脱却し、エネルギーの自給率を高めるため、エネルギーや資源を革新的な手法で自然界から取り出し、適切に利用するシステムを開発する。
資源の効率利用社会	世界の豊かな生活環境のための水システムの開発	世界の、あらゆる地域社会、風土に調和し、水源として海水や油等を含む汚濁水にも対応できる水関連科学技術を開発し、水不足の環境下における水の有効利用や多様な水循環利用(飲用、生活、農業、工業など)に対応できるレジリエントな革新的水システムを開発、国内外に低コストで展開する。

## 参考資料2 ビジョン実現の考え方

イノベーションを通じて活力ある社会を創造し維持していくためには、取り組むべき研究課題を特定する新たな課題設定手法を導入し、科学技術だけでなく、人文・社会科学分野と連携するなど、既存の分野・組織の壁を越えた体制を構築し、科学技術の成果を効果的に活用するとともに、必要に応じて社会の仕組みを見直すなど社会実装に向けた取組を推進することが不可欠です。

そのためには、科学技術の個別分野のシーズから発想する「フロントキャスト」でなく、現在存在していない社会のニーズや社会のあるべき姿を基に「バックキャスト」を通じて、科学技術が取り組むべき課題を適切に設定することがポイントです。

本事業は、このようなバックキャスト型の課題設定を行い、社会実装に向けた取組を推進することで、常に革新性を求められるイノベーション政策における新たな挑戦に取り組めます。

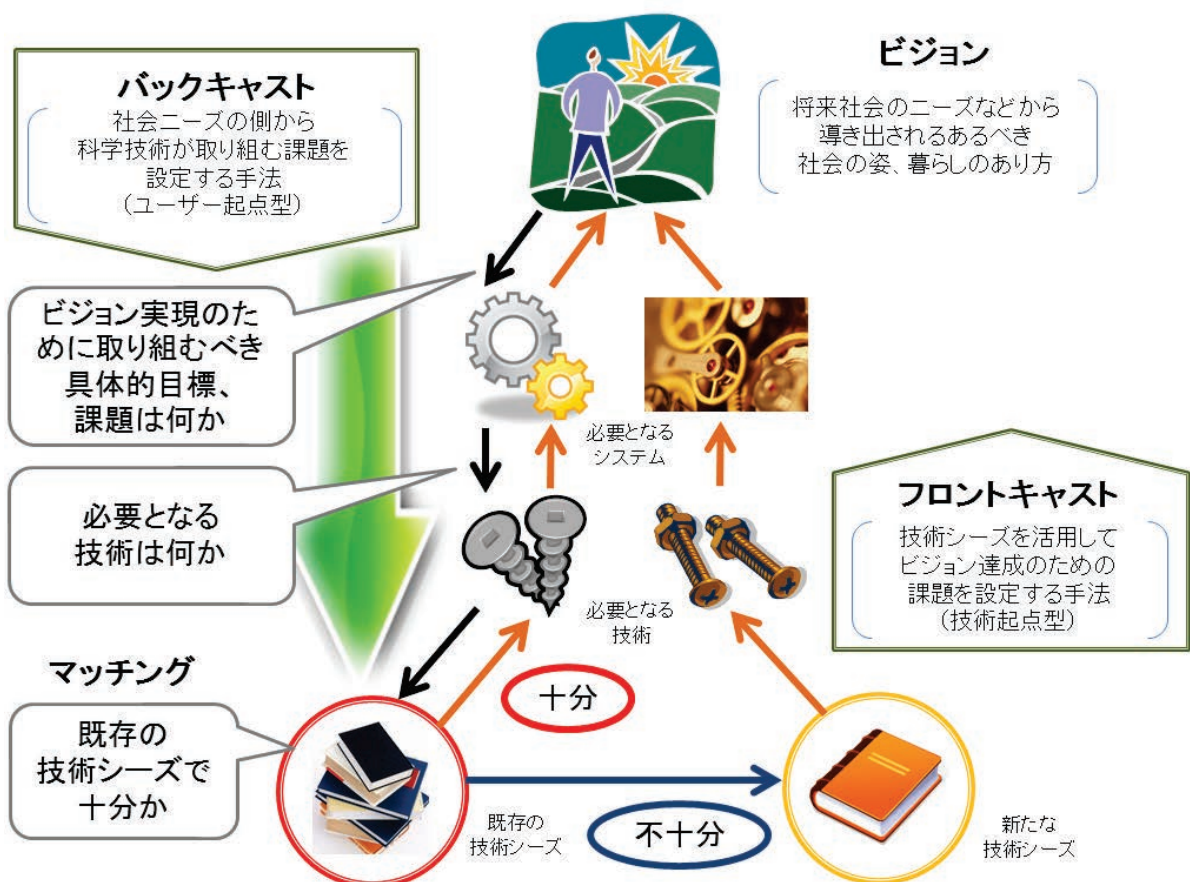


図 ビジョン実現の考え方

### 参考資料3 COI STREAM 提案に至るまでの検討手法

COI STREAM への提案に際し、課題設定手法の一つとして、異分野・異業種・異領域からの参加者による「未来に向けた対話(フューチャーセッション)」を推奨しています。

その目的は2つあり、一つは、今後10～20年後に向けて目指すべき社会の姿と、その実現に向けて取り組むべき課題とはどのようなものかを多角的に検討することです。例えば、10年後までにどんなことを実現するのか、そのために今、どんな課題に取り組み始めたらいいのか。自由闊達にアイデアを議論して頂きたいと思います。

もう一つの目的は、COIの活動を効果的に活性化し、イノベーションが起こりやすい環境を創出するにはどうしたらいいのか、COIの運営に関するアイデアを各方面から募ることです。

一例として、2012年11月30日、文部科学省と JST が共催により開催した「COI ワークショップ」について、JST 科学コミュニケーションセンターのページ (<http://csc.jst.go.jp/taiwa/>)等の以下のリンク先において詳細が報告されています。

(COI ワークショップ報告書)

<http://crds.jst.go.jp/singh/wp-content/uploads/12wr14.pdf>

(当日の映像)

<http://csc.jst.go.jp/investigation/hirakawa/index.html#02>

(サイエンスポータル編集ニュース)

<http://scienceportal.jp/news/daily/1212/1212031.html>

## 補足1 提案にあたっての留意点

### (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○不合理な重複に対する措置

応募者が、同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究開発課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準じる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに巻末記載の問い合わせ先に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ○過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究開発グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究開発方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※))

に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%)))に比べ過大な研究開発費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに巻末記載の問い合わせ先に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究開発活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(別添1)

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択した拠点)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### (2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本プログラムへの申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本プログラムの審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート(※)等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には拠点提案書の様式に従ってその内容を正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、提案拠点の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

※ エフォート＝研究者の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%)



### (3) 研究開発費の不正使用及び不正受給への対応

実施拠点における研究開発費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

#### ○研究開発費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究開発機関について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>の制限等の措置

本プログラムの研究開発費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

なお、この不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。



研究開発費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究開発事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究開発費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注)平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題について、研究者に対する制限の機関は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

(4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究開発機関<sup>\*</sup>では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究開発開始(契約締結日)までに、研究開発機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

注意： なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究開発機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成24年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありませんが、平成26年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成25年秋頃に、再度チェックリストの提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご注意ください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

(※) COI STREAM では、研究開発費の配分を受ける機関全てが対象となります。

## (5) 研究活動の不正行為に対する措置

実施拠点における研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用。以下、「不正行為」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下のとおりとします。

### ○研究開発活動の不正行為が認められた場合の措置

#### (i) 契約の解除等の措置

研究開発活動の不正行為が認められた機関について、委託契約の解除・変更を行い、研究開発活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (ii) 申請及び参加の制限等の措置

本プログラムによる研究開発論文・報告書等において、研究開発上の不正行為が認定された者、及び、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加の制限措置をとり

ます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要(不正行為をした研究者名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究開発年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究開発の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究開発に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年	
3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究開発に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

(注)平成25年以降に新たに採択された研究開発課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17

日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

上記ガイドラインについては、以下の文部科学省のホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

## (6) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

### ○採択された研究者の責務など

プロジェクトリーダー、研究リーダー及び主たる共同研究者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

プロジェクトリーダー、研究リーダー及び主たる共同研究者には、提案した拠点が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JSTの研究開発費は国民の税金で賄われており、研究開発上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修を義務付けるとともに、履修を周知することを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、当該研究員等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出及び研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度以降に採択される研究開発課題に適用されます。

### ○研究開発機関の責務等

JSTは、委託研究開発契約において、参画する研究員等が、JSTが指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、当該研究員等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがあることに同意していただきます。

(注)本項の研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度以降に採択される研究開発課題に適用されます。

(7) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成25年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成24年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

(8) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

(9) 人権の保護および法令等の遵守への対応について

拠点構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合には、研究開発機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成22年文部科学省告示第86号)
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針(平成22年文部科学省告示第87号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成24年厚生省令第1

61号)

- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成20年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成19年法律第8号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

拠点構想上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

#### (10) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○ 研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究開発機関が当該委託研究開発を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

○ 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に

①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持



つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究開発等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
  
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
  - ・経済産業省:安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
  - ・経済産業省:安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
  - ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### (11) 委託研究開発契約の締結について

- 研究開発実施機関が国内の機関の場合  
委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制などが整備できない場合、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できない場合があります。
  
- 研究開発実施機関が海外の機関の場合
  - a. 海外の研究実施機関においては、研究開発契約に基づき、研究開発機関の責任により研究開発費の支出・管理等を行っていただきます。また、

研究開発費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出いただきます。

- b. 研究開発契約期間中に執行状況等についての調査・確認を行うことがあります。海外の研究開発機関はJSTの求めに応じて執行状況等の報告を行わなければなりません。報告ができない場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できません。
- c. 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト※」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JSTが研究開発契約を締結すべきでないとは判断する場合があります。
- d. 研究開発契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できません。

※経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/enduserlist.html>

#### (12) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

本プログラムの実施に伴いJSTより支払われる間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)に則り、研究開発機関の責任において、計画的かつ適正に執行することが求められます。また、間接経費の執行にあたっては、領収書等の証拠書類を整備し、用途の透明性の確保に努めるとともに、それらの証拠書類を事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告する必要があります。

※間接経費の取扱いについては、以下のホームページを参考にしてください。

【間接経費の執行に係る共通指針】

<http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h21/h21betten1.pdf>

#### (13) 繰越について

事業の進捗に伴い、研究開発に際しての事前の調査または研究開発方式の決定の困難、計画または設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、JSTにご相談ください。



(14) 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別添2の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

(15) 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究開発費(競争的資金またはプロジェクト研究開発資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(16) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))を踏まえ、本公募に採択され、公的研究開発費(競争的資金その他のプロジェクト研究開発資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

(17) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本プログラム実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究開発機関等によって作成されたライフサイエンス分野データ

ベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体が活性化されることを目指します。

#### (18) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年六月二十九日法律第七十八号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年六月十一日法律第六十三号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考:主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://user.spring8.or.jp/>

・X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://sacla.xfel.jp/>

・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://isj-parc.jp/uo/index.html>

・スーパーコンピュータ「京」(平成25年度は9月頃に公募予定)

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象30施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム(対象25機関)

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3ハブ拠点、15サテライト拠点)

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点)

<http://pford.jp/>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

<http://www.nbrp.jp/index.jsp;jsessionid=1FB41EF12683BC48E0DBBDBA216>

63737

## (19) 男女共同参画について

### **JSTは男女共同参画を推進しています！**

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

## 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在14.0%(平成23年度末現在。平成24年科学技術研究調査報告(総務省)より)といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して行って欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監  
小館 香椎子  
(日本女子大学名誉教授)

JSTでは、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

JST 男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

## (20) オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。

本プログラムで得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

## (21) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## (22) 提案情報及び個人情報の取り扱い

### ①提案情報の管理について

提案書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

また、本プログラムで拠点構成の最適化等を検討する際の参考として、提案情報(ビジョン実現への貢献等)を拠点設計や拠点構成の最適化等に係る検討等を行うビジョナリーチームに提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

採択された個々の拠点等に関する情報(プログラム名、拠点名、プロジェクトリーダーの氏名とその所属機関名、研究リーダーの氏名とその所属機関名、プロジェクトの概要等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページ等において公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

また、採択拠点の提案書は、採択後の研究開発推進のためにJSTが使用す

ることがあります。

## ②個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本プログラムの審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用しません。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

## (23) JSTの関連事業における重複応募の制限について

本プログラムの拠点提案募集に関して、JSTの関連事業(JST事業)との間で、以下の通り重複応募についての一定の制限があります。

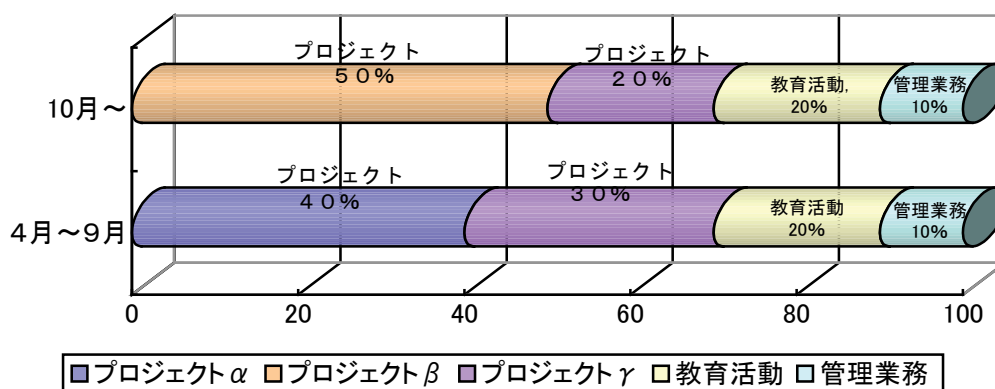
- ①プロジェクトリーダー又は研究リーダーとしては、拠点提案を1件のみ応募できます。
- ②本プログラムへの採択拠点候補となった結果、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究開発課題等への参加が複数となった場合には、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する等の調整を行うことがあります(平成24年度以前に採択された研究開発課題等で当該研究開発期間が、平成25年度内に終了する場合を除きます)。調整対象となるのはプロジェクトリーダー、研究リーダーのみでなく、主たる共同研究開発参加者も含まれます。

## エフォートの考え方

## エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況(この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施)



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了(配分率40%)するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始(配分率50%)されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。



# 府省共通経費取扱区分表

(別添 2)

制度・事業名：COI STREAM

大目	中目	中目の具体的な支出の例示	中目の設定取扱い	特許事項
直接経費	物品費	設備備品費 <補助金> 業務・事業の実施に必要な機械器具、工具器具備品の購入、製造又はその据付等にかかる経費、装置等の改造(主として機能性を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備等に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。なお、設備備品の定価・購入手続等は研究機関の標準によるものとする。 <委託費> 配分標準額で、取得価格及び備品数で規定(制度ごとに具体的に明記)		○当事業での取り扱い又は補助金に準ずる
	消耗品費	<補助金> 業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品の購入経費。なお、消耗品の定価・購入手続等は研究機関の標準によるものとする。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年報購読料を含む ・パソコン/周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・消耗品等 <委託費> 配分標準額で、取得価格及び備品数で規定(制度ごとに具体的に明記)		○当事業での取り扱い又は補助金に準ずる
	人件費・謝金	人件費 業務・事業に直接従事した者の人件費で主たる研究を担う者の経費 ・研究開発者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定研費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務手当、委託期間に係る退避手当等 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定研費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務手当、委託期間に係る退避手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業等に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補助員、教務補助員、事務補助員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。 謝金 業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席料 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的知見による業務への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の業務への謝金 ・翻訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		○ 人件費全般 ・研究リーダーの人件費は、原則として支出不可 ・任務がつかず研究開発計画に記載された者であり、直接従事する部分を区分出来ること
	旅費	旅費 旅費に掛かる以下の経費 ① 業務・事業を実施するにあたり研究者及び随員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅費補助、学食への参加するための交通費、宿泊費、日当、旅費補助を含む) ② 上記①以外の業務・事業への協力者による、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅費補助) ③ 外国からの研究者等(大発注を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅費補助) ④ 研究者等が滞在する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移動費、扶養継続費、旅費補助)等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセルが認められる場合のみ)を含む。 * 「旅費補助」とは、「空費掛料」「旅費の交付手数料」「委託手数料」「予防技術料」「出入国務の実費額」「燃費(カーナビ)」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		○ 旅費全般 ・原則として研究開発計画に記載された者であること ・学生に対する旅費 ・教育のみを目的とする支出は不可 ○ 赴任旅費 ・当該研究開発の専任者でない場合は支出不可
	その他	外注費 外注に掛かる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・情報管理、商品の製作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機材の維持管理、原材の回収等を行うことを含む)等の業務類 ・実験動物等の飼育、設備(仕様を指示して設置されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務類 ・翻訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務類(業務類) 等 * 「再委託費・共同助成費」に該当するものを除く		
	印刷複製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書籍作成のための印刷費 等		
	会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代(レセプション代/アルコール類を除く) 等		○ 会議等に伴う飲食代/レセプション代 以下に該当すること ・当該研究開発に直接関係する会議を主催する場合であること ・外部の研究開発参加者が参加する会合であること(研究開発チーム内の研究者等は所属機関が異なる場合であっても外部研究者とは異なりません) ・研究開発計画の進捗に必要最小限の支出であること
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅電賃代 ・郵便料 等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転に要した電気、ガス及び水道等の経費		○ 専用メーターに備わらない場合には、合理的範囲により算定すること
	その他(雑経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の備蓄(倉庫、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物賃上料、印刷費 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランデブー/バケツ代を含む)、学会に参加するための旅費(旅費に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセルが認められる場合のみ) ・研究成果発表(論文査読料、論文採録料(論文掲載料)、論文印刷代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・情報(備用使用料、特許使用料、ライセンス料/ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料 等 ・情報機器使用料 ・車庫賃 ・運送品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタル代、タウナー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) 等		○ 研究開発計画内の施設・設備使用料 ・自らが所有する施設・設備の使用料の計上にあたっては、利用期間に依り等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行うこと ○ 学会参加費 ・不可分の飲食費が含まれる場合には、旅費日当の二重払い等により過剰な支出とならぬよう、各機関の規程に従って適切に処理を行うこと ○ 求人費 ・当該研究開発の専任者を対象とするものであること ○ 振込手数料 ・当該研究開発に直接必要なものに係る手数料として区分すること ○ 研究成果発表費 ・書籍出版費は営利目的の出版でないこと ○ 特許申請費 ・要領書提出に付随する発明に係る特許申請費は申請費より支出すること
消費材料相当額(委託費のみ)	人件費のうち標準手当を控えた額、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除く」額、「謝金」及び「保険料」の5%に相当する額等、消費材料として(非)課税となる経費			
特許経費	開発計画において一定比率で手当てされ、特許的資産による研究の実施に伴う研究機関の管理に必要経費として、権限が認められている経費。			
再委託費・共同助成費	委託先が委託業務の一部を第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)		○ 再委託費・共同助成費は原則として計上不可	

\* 本区分については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。



## 府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

### 1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表(以下、「区分表」という。)は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改定)で定められている「直接経費」の定義(※)を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

### 2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
  - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他(諸経費)」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

### 3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説(太字下線部分)を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

#### 4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱いについて、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱いを行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

(参考)JSTの研究開発の成果(研究開発ツール)について(ご案内)

- JSTでは基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指したJST先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するに当たり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧下さい。

(先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から)

The screenshot shows the homepage of the JST Research Achievement Exhibition Project. The main heading is '研究成果展開事業【先端計測分析技術・機器開発プログラム】'. Below the heading is a navigation menu with items like 'HOME', 'プログラムの概要', '開発推進体制', '採択課題', '評価結果', '公募案内', and '開発成果の共有'. A search bar is also present. The main content area features a large image of a mountain and lists various technology types: '要素技術タイプ', '機器開発タイプ', 'ソフトウェア開発タイプ', 'プロトタイプ実証・実用化タイプ', and '開発成果の活用・普及促進'. A red circle highlights the '開発成果' (Development Results) link in the right-hand navigation menu, with an arrow pointing to the text 'ここをクリック' (Click here).



The screenshot shows the '開発成果' (Development Results) page. The main heading is '研究成果展開事業【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 開発成果'. Below the heading is a navigation menu with items like 'JSTトップ', '先端計測分析技術・機器開発プログラム', and '開発成果'. The main content area features a large image of a mountain and lists various technology types: '要素技術タイプ', '機器開発タイプ', 'ソフトウェア開発タイプ', 'プロトタイプ実証・実用化タイプ', and '開発成果の活用・普及促進'. A red circle highlights the '製品化した成果' (Productized Results) link, with an arrow pointing to the text 'ここをクリック' (Click here).

ここをクリック

The screenshot shows a detailed view of the '開発成果' (Development Results) page. The main heading is '研究成果展開事業【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 開発成果'. Below the heading is a navigation menu with items like 'JSTトップ', '先端計測分析技術・機器開発プログラム', '開発成果', and 'お問い合わせ'. The main content area features a large image of a mountain and lists various technology types: '要素技術タイプ', '機器開発タイプ', 'ソフトウェア開発タイプ', 'プロトタイプ実証・実用化タイプ', and '開発成果の活用・普及促進'. A red circle highlights the '製品化した成果' (Productized Results) link, with an arrow pointing to the text 'ここをクリック' (Click here).

## 補足2 Q & A

(提案について)

**Q： 同一のビジョンで来年度も募集しますか。**

A： 来年度の募集方針については未定です。

**Q： 「COIプログラム」または「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」どちらか一方のみの提案はできますか。**

A： COI拠点の活動については、研究開発を支援する「COIプログラム」と拠点運営を支援する「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」の2つの事業が一体となって支援を行いますので、どちらか一方の事業だけの支援を受けることはできません。なお、どちらか一方の事業のみに提案することはできませんので、両事業について提案書を作成の上、提案してください。

**Q： 提案後、拠点名は変更できますか。**

A： 公募締切り後、拠点構成検討の段階で提案者がe-Radにより提出した提案書類を変更することは一切できません。ただし、ビジョナリーチーム等による拠点構成検討の結果、拠点構成計画（拠点名、体制等）の見直しが行われることがあります。

(提案の要件)

**Q： 企業単独での提案は可能ですか。又は、大学単独での提案も可能ですか。**

A： 企業、大学等がオールジャパンの拠点としての体制を構築しての共同提案（この場合、e-Rad 応募情報登録は大学等が行ってください。）を期待していますが、柔軟な発想による斬新な提案をいただくため、単独提案も可能としています。ただし、単独提案の場合は、ビジョナリーチーム等による拠点構成検討の中で、連携相手機関についても検討されることを予めご承諾ください。

(提案者の要件)

**Q： どのような利害関係にある場合、選考対象から除外されるのですか。**

A： ビジョナリーチームのメンバーが、プロジェクトリーダー又は研究リーダーと特定の関係にあると判断される場合には、そのビジョナリーチームのメンバーは当該提案に関する個別審議の際、議論や意思決定に加わらないこととします。

**Q： 外国籍を有する研究者をプロジェクトリーダーまたは研究リーダーにすることはできますか。**

A： プロジェクトリーダーまたは研究リーダーの要件を満たしていれば可能です。ただし、外国籍を有する研究者をプロジェクトリーダーまたは研究リーダーにすることについて、すべての参画機関から同意が得られていること、および当該機関及び拠点において安全保障貿易管理上必要な措置（補足1（10）参照）が執られることが必要です。

(重複提案)

**Q： 本公募に複数提案することは可能ですか。**

A： 同一機関から複数の提案をすることは可能です。

**Q： 現在、JSTの他事業に採択され、研究を実施していますが、本公募に提案することは可能ですか。**

A： 本公募に提案することは可能ですが、採択拠点におけるプロジェクトリーダーまたは研究リーダーが、JSTが運用する競争的資金制度において研究代表者等や研究参加者等として研究開発課題等に参加している場合は、研究開発費の調整、および研究開発課題の計画見直し等の調整を行うことがあります。（平成24年度以前に採択された研究開発課題等で当該研究開発期間が、平成25年度内に終了する場合があります。）

**Q： 提案可能な研究開発期間は何年ですか。9年以下の研究開発課題の提案も可能ですか。**

A： 研究開発期間は年度単位で最長9年度であり、この範囲においてビジョンの達成に向けた最適な研究開発期間を設定していただきます。

（研究開発実施体制）

**Q： 設置した拠点でのみ、研究開発を行わなければならないのですか。**

A： 所属機関に持ち帰って研究開発を行うこともあり得るため、関係者が必ずしも物理的に一箇所に集まっている必要はありませんが、常時議論を行い、一体となって研究開発に取り組むことを基本とする体制を構築する計画にしてください。

**Q. 海外機関（企業、大学等）からの参画は可能ですか。**

A. 原則、日本の法人格を有する民間企業または日本国内の大学等からの参画を想定しています。ただし、ビジョナリーチームによってビジョン実現のための研究開発に海外機関の参画が必要不可欠であることが認められた場合には、当該海外機関が共同研究開発グループとして（海外機関に所属する研究者が主たる共同研究開発者として）参加することを承認する場合があります。

**Q： 海外に拠点を設置することはできますか。**

A： 中心となる拠点は、基本的に日本国内に設置することを想定しています。なお、ビジョナリーチームによって、ビジョン実現のための研究開発を海外研究機関で実施することが必要不可欠であると認められた場合には、当該海外研究機関が共同研究開発グループとして参加する（海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究開発者として参加する）ことを承認する場合があります。

（契約）

**Q： 委託研究開発契約は、参加する全ての機関と締結するのですか。**

A： 委託研究開発契約はJSTが研究開発費を支払う機関（大学等）とのみ締結します。それとは別に、拠点に参画する機関間において、各種運営ルールも含めた共同研究契約を締結する必要があります。また大学と企業が締結した共同研究契約については、そのコピーをJSTに提出していただきます。提出していただいたコピーはJST内で管理し、非公開とします。

**(研究開発費)**

**Q： 研究開発費の上限はいくらですか。**

A： 研究開発費の上限は、間接経費を含め、1拠点あたり年間10億円程度です。実際に支出する経費については、拠点構成の検討の中でビジョン実現に向けて最適な規模を設定していきます。

**Q： 間接経費は、契約を締結する全ての機関に支払われるのですか。**

A： 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究開発契約を締結する全ての機関に対してお支払いします。

**Q： 間接経費は、どのような用途に支出できますか。**

A： 間接経費は、本プログラムに採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な用途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

- 1) 管理部門に係る経費
  - －施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
  - －管理事務の必要経費
  - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等
- 2) 研究部門に係る経費
  - －共通的に使用される物品等に係る経費
    - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
    - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - －特許関連経費
  - －研究棟の整備、維持及び運営経費
  - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - －設備の整備、維持及び運営経費
  - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - －大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
  - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
  - －図書館の整備、維持及び運営経費
  - －ほ場の整備、維持及び運営経費 等
- 3) その他の関連する事業部門に係る経費
  - －研究成果展開事業に係る経費
  - －広報事業に係る経費 等

このほか、機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当することが適当な経費は

対象外となります。

なお、間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類※を、当該委託研究開発契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位ごとの区分経理は必要ありません）。

**Q： 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。**

A： 研究開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出可能です。

**Q： 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。**

A： 研究開発の内容と直接関連する学会、又は研究開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は、必要最小限の人数分に対して支出できます。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

**Q： 人件費は支出できますか。**

A： 委託研究開発費において人件費は支出可能です。例えば、大学等における研究開発に従事するポスドク及び研究補助員（学生アルバイト含む）等の従事率に応じた雇用等に要する人件費の支出が可能です。人件費の算出にあたっては、大学内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JSTに提出していただく場合があります。また、人材派遣に係る経費として、人材派遣会社から派遣される研究員の受入に係る従事率に応じた経費についての支出も可能です。

**Q： 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。**

A： 研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則禁止ですが、ビジョナリーチームが認める場合に限り、可能とします。再委託が必要となる場合は、速やかにJSTまでご相談ください。

**Q： 支出できない直接経費には、具体的にどのようなものがありますか。**

A： 研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費として支出することができません。

- ①建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ②研究開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③研究開発の核心にあたる研究を第三者に再委託する経費（ただし、物性評価等、研究効率向上のための委託は除く）
- ④プロジェクトリーダーを含む参画企業の人件費
- ⑤研究リーダーの人件費
- ⑥各種大学、独立行政法人、地方公設機関等のうち、私学助成や運営費交付金等で国から人件費が措置されている方の人件費
- ⑦研究開発の従事者（時間給含む）以外の人件費  
（例）事務員の人件費
- ⑧学会等の年会費、食事代、懇親会費

ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます。

⑨会社設立に必要な経費

⑩合理的な説明のできない経費

(例) 研究開発期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

**Q： 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。**

A： 大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越しを行うことが可能です。この場合、JSTへの返金を行わず研究機関に研究資金を残したまま繰越しを可能としていること、一定の要件を満たすことで研究機関の判断に基づく繰越しを可能としていること等により、手続きを簡便なものとしています。

(参画企業によるリソース提供)

**Q： リソース提供とは何ですか。**

A： 参画企業からのリソース提供には、ビジョンの実現に向けた拠点における研究開発の推進に資する研究活動等を参画企業が行った場合の活動をすべて含みます。ここでのリソース提供には、研究開発資源として、その経済的価値を合理的に金額に換算できるものと、金額に換算できないものの、拠点での研究活動に資する企業の活動が含まれます。

**Q： 求められるリソース提供はどの程度ですか。**

A： 参画企業に対し、JSTからリソース提供の額等を指定することはありませんが、拠点を中心とした産学連携による研究開発が十分に機能する程度のリソース提供を期待します。またリソース提供の状況については研究開始後、ビジョナリーチームがクラウド等ICTを活用した情報共有等により確認を行います。

**Q： 工場等建設費用やそれに伴う土地取得費用はリソース提供の対象になりますか。**

A： 本プログラムにおける研究開発にのみに必要な工場・実験施設の建設費用及びその建設に必要な土地取得費用については、取得原価がリソース提供の対象になります。また、工場稼動に伴う水道光熱費、建物や機械等に掛ける保険料、固定資産税等の維持費用についても、リソース提供の対象になります。ただし、減価償却費等会計手続き上のみ現れる費用についてはリソース提供の対象になりません。当該工場・実験施設が、本プログラムにおける研究開発以外の用途としても使用される場合には、本プログラムにおける研究開発への貢献度が合理的に証明できる場合のみリソース提供の対象となります。

**Q： 設備等の賃借料やリース料はリソース提供の対象になりますか。**

A： 通常の賃貸借取引である場合には、当該賃借料がリソース提供の対象となります。売買取引とみなす場合には、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した金額をリース期間にわたって等分割した額が当該年度におけるコミットメントの対象となります。なお、償却費用はリソース提供の対象になりません。また、中途解約時の損害金についてもリソース提供の対象になりません。



**Q： 設備備品等の修繕・改良はリソース提供の対象になりますか。**

A： 収益的支出（通常の修繕・保守のための支出）の場合には、リソース提供の対象になります。資本的支出（当該設備備品等の価値を高める、又はその耐久性を増すための支出）の場合には、本プログラムにおける研究開発の遂行に真に必要と認められる場合のみリソース提供の対象になります。

**Q： 分割払いの場合、それに伴う支払利息はリソース提供の対象になりますか。**

A： リソース提供の対象にできるのは、支払総額から分割払いに伴う利息等を控除した金額及び振込手数料のみです。分割払いに伴う利息、遅延損害金、手数料、その他諸費用についてはリソース提供の対象になりません。

**Q： 参加機関への物品販売、サービス提供についてはリソース提供の対象になりますか**

A： 参加機関への物品・設備取得、サービス提供については、リソース提供に含めることができます。ただし、対象となる額は利益分を控除した原価額のみです。

なお、参画機関間の取引については、どの機関のリソース提供とするか、機関間で協議の上で決定してください。販売側、取得側双方で二重にリソース提供計上することは認められません。

**Q： 人件費は、どこまでがリソース提供の対象になりますか。**

A： 人件費としてリソース提供の対象となるのは、給与（賞与、通勤手当、職能手当、家族手当、住宅手当等含む）、法定福利費及び退職給付費用です。食費補助、組合費、持株奨励金、レクリエーション費、自己啓発支援費用などは対象となりません。なお、人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類等をJSTに提出していただく場合がございます。人件費単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えているとJSTが判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

**Q： リソース提供についてはどのように報告するのですか**

A： 毎年、年度終了後にクラウド等ICTを活用した情報共有等によりJSTに報告していただきます。また、必要に応じて、報告内容についてサイトビジット等により状況を確認させていただく場合があります。

**(提案方法・府省共通研究開発管理システム (e-Rad))**

**Q： 研究者自身で提案することはできますか？**

A： 本公募については、機関単位での提案をお願いいたします。提案についてはご所属機関のe-Rad「事務代表者」にご確認ください。

**Q： 所属機関は事前にe-Radへの登録が必要ですか？**

A： 必須です。e-Radでの「研究機関の登録申請手続き」を行い、研究機関コードを取得します。ほとんどの大学等では取得済みかと思いますが、企業によっては取得していない場合がございますので、ご確認ください。取得には

2週間程度かかりますので、早めにご対応ください。なお、以下のページをご参考ください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）システム利用に当たっての事前準備  
<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

**Q： 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したい場合、どのようにすればよいのですか。**

A： 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請、提案書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。

<http://www.e-rad.go.jp/>

ただし、公募締切り後に提案書類を変更することは一切できません。なお、公募期間中に限って、提案書類の補正は認めます。

**Q： 提案書類を直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAXによる提出は可能ですか。**

A： 持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受け付けません。提案書類は、必ず府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でアップロードすることで提出してください。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便（バイク便含む）（着払い不可）」で提出してください。なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

**Q： 提案書類の受領書はもらえますか。**

A： JSTは、提案書類の受領書を発行しません。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる、簡易書留又は宅配便（バイク便含む）を用いて提出してください。

**Q： 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行くことは可能ですか。**

A： ご質問等がある場合はメール、又は電話によりお願いします。

（拠点構成の検討）

**Q： 拠点構成検討の経緯を教えてください。**

A： 拠点構成の検討については、公平性の観点から非公開で行います。また、拠点構成の検討経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

**Q： 不採択となった場合、その理由についてはJSTに問い合わせできますか。**

A： 拠点構成の検討の結果については、採否にかかわらず全ての提案者に対して通知する予定です。その際、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、拠点構成の検討期間中はその経過は通知いたしませんし、問い合わせにも応じられません。

(取得財産の管理)

**Q： 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。**

A： J S Tが支出する研究開発費により、大学等が取得した設備等は大学等に帰属させることが可能です。

(知的財産の帰属等)

**Q： 新しく特許を取得する場合、J S Tは権利を持つのですか。**

A： 研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第19条の条文（日本版バイドール条項）を適用し、同法第19条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効率的・効果的に推進するシステム・体制等の整備状況（知的財産権の取り扱いルールや拠点の運営方法等）を拠点活動における重要な評価項目の一つにしています。そのため、プロジェクトリーダー及び研究リーダーは、両者の協議により、COIに参画する企業のメリットに十分留意し、高いモチベーションのもとで、取り組みやすい研究開発の具体的な仕組みについて検討していただきます。

例えば

- ・ 基本特許は原則として大学等が一元的に管理し、一定の期間はCOI参画企業に限定したライセンスを可能とする。
  - ・ 不実施補償を求めない。
  - ・ 知的財産権の大学持分の譲渡先はCOI拠点参画企業優先とする。
- 等の内容の検討が考えられます。

(研究開発計画・実施体制の変更)

**Q： 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいのですか。**

A： 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、必要に応じて、プロジェクトリーダーを通じて、速やかにJ S Tにご相談ください。ビジョナリーチームの指示の下、判断いたします。

**Q： 提案書類に記載した研究開発実施体制を、拠点構成の検討時あるいは研究開発期間中に変更することはできますか。**

A： 提案書類に記載された内容で拠点構成の検討を行いますので、補正は認めるものの、提案時に慎重に検討ください。提案内容については拠点構成検討の段階、また、拠点の運営後にビジョナリーチームの方針の下、変更を行う場合があります。なお、研究開発期間中でも、ビジョナリーチームによって、ビジョン実現のために他の大学等とのネットワークを形成して拠点を構成する方が効率的と判断された場合は、それらの大学等を拠点のサテライトとして連携するなど、拠点構成の変更を行う場合があります。また、ガバナリング委員会、ビジョナリーチーム等は、所期の目的が達成されるよう、クラウド等ICTを活用したリアルタイム情報共有によって拠点活動を把握し、必要な協力・支援・提言等を行いますのでご協力くださいますようお願いいたします。また、研究開発期間中にプロジェクトリーダーの変更など体制を変更

したい場合は、速やかにJSTにご連絡ください。ビジョナリーチームに情報を伝え、ビジョナリーチームの指示の下、判断いたします。

**Q： 研究開発期間中、プロジェクトリーダーまたは研究リーダーに、人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。**

A： プロジェクトリーダーまたは研究リーダーが異動する場合、引き続き現在の実施場所を拠点とするか、もしくは異動先を新たな拠点とするかご検討いただきます。参画機関およびビジョナリーチームでの合意の下に、新たに決定した実施場所において研究開発を継続することは可能です。

**Q： 研究開発期間中、プロジェクトリーダーまたは研究リーダーが、移籍などの事由により所属機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を変更後の所属機関に移動することはできますか。**

A： 参画機関およびビジョナリーチームの合意の下、新たな研究開発実施場所を拠点とする場合は、その実施場所に設備等の移動をすることは可能です。ただし、移動前の所属機関の同意が必要です。

**Q： 研究開発期間中、プロジェクトリーダーまたは研究リーダーを交代させることは可能ですか。**

A： やむをえない理由がある場合にのみ可能です。ただし、その際はビジョナリーチームに報告いただき、研究開発が続行可能かどうか審査を行います。

**Q： 研究開発を途中で中止することはできますか。**

A： 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、ビジョナリーチームが研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断する場合があります。

（研究成果等の報告及び発表）

**Q： 研究開発成果等についてどのような報告書を作成する必要があるのですか。**

A： JSTと委託研究開発契約を行った機関からは契約に基づいた報告書を提出していただきます。またプロジェクトリーダーにはビジョナリーチームの求めに応じて、適宜報告書をご提出いただきます。

**Q： 成果の発表とは、具体的にどのようなことをする必要がありますか。**

A： 研究開発により得られた成果については、知的財産や、情報管理の拠点運営ルールに注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、拠点で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にクラウド等ICTを活用した情報共有をしてください。また、公表した資料についても同システムで共有してください。

(研究開発期間終了後)

**Q： 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えていますか。**

A： 社会実装に向けて、引き続き研究開発を進めていただくことをお願いします。その際、JSTの諸事業や他府省の事業・制度を活用することができます。

**Q： 研究開発期間終了後、協力すべき調査はありますか。**

A： 研究開発期間終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて進捗状況の調査にご協力いただきます。

## 補足3 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した電子申請書類の作成・提出等

### 1. e-Radを利用した提案書類の作成・提出について

本申請は、e-Radからの応募情報登録(アップロード)と郵送書類の送付による提出が必要となります。

e-Radからの応募情報登録は、「研究機関単位」となります。代表研究機関のe-Rad事務代表者が行ってください。本提案において科研費等のように研究者個人のe-Rad 研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。

### 【重要】e-Rad システムの利用にあたっての必須事項と注意点

#### ・ 代表研究機関のe-Radシステム登録(必須)

応募を希望する代表研究機関は、本システムへの事前登録が必要となります(過去既にe-Radにご登録されている場合は再登録の必要はありません)。

下記のe-Radポータルサイトにアクセスし、「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関はこちら」または「研究者はこちら」をご参照の上、所属研究機関の登録及び研究者の登録を行い、初回ログインID及びパスワードの発行を必ず受けてください。

○ e-Radポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

一度登録が完了後であれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

ここで登録された機関を“研究機関”と称します。

なお、採択後、拠点に参画する企業を含む全機関がe-Radに機関登録することが必要となります。

#### ・ e-Rad事務代表者の決定と登録(必須)

代表研究機関において、e-Radに関する事務代表者1名を必ず決めていただき、e-Radポータルサイトの『システム利用に当たっての事前準備』をよく読んで研究機関の登録手続きを行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

また、連携する研究機関については、可能な限り事前の「研究機関の登録」と各研究機関を代表する研究者においては「研究者の登録」がされ『研究者番号』を取得していることを推奨します。

#### ・ e-Rad の操作マニュアル

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、ご利用ください。

- ・ システムのサービス利用時間帯

(平日、休日ともに) 0:00~24:00です。

※上記サービス時間内であっても、緊急メンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

- ・ ヘルプデスク(研究機関及び所属研究者の登録に関するお問い合わせ先)

操作方法については、本プログラムホームページ及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

- e-Radヘルプデスク

- 電話番号 0120-066-877 (フリーダイヤル)

- 受付時間 午前 9:00~午後 6:00

- 土曜、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

- ・ 個人情報の取扱い

提案書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、e-Radを経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

## 2. 提案書(様式1~7)作成時の注意事項

- ・ 提案書の作成に関しては、プロジェクトリーダー、および研究リーダーが取りまとめを行い、e-Radを利用した応募情報登録は代表研究機関のe-Rad事務代表者が行ってください。

- ・ 郵送、宅急便、持参、FAXおよび電子メール等による提案書の提出は受け付けられません。必ず e-Rad を通じて期限内に提出してください。

- ・ 締め切り間際は、e-Rad が混雑する上、環境によっては提案書をアップロードできない事態が頻繁しております。そのため、提案書の提出(応募情報登録の完了)は、できるだけ締切前日までに済ませてください。

- ・ 提出期限を過ぎた提案は一切受け付けません。提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。

- ・ 提案書に不備・不足がある場合、受理できないことがありますのでご注意ください。



### 3. e-Radからの申請方法(応募情報登録)について (e-Radの各画面はイメージ図ですのでご了承ください。)

#### ① e-Radの準備(所属研究機関、研究者の登録)をする。

※ プロジェクトリーダー及び研究リーダーが所属する研究機関や研究機関を代表する研究者自身が e-Rad に登録され、ログインIDおよびパスワードを取得するようにしてください。

※ 機関登録の手順は「e-Radポータルサイト」→「システム利用に当たっての事前準備」  
<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html> (イメージ図1)をご参照ください。

※ 機関登録は、通常でも2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きを済ませておいてください。

※ 研究者の登録は、研究機関が登録番号を取得後、e-Radのホームページ上で行えます。詳しくは「研究機関用マニュアル」2. 研究者情報管理 (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)をご参照下さい。



イメージ図1

#### ② 【重要】申請時の注意点(必ずお読みください。)

※1 提案書の作成に関しては、プロジェクトリーダー、研究リーダーが取りまとめて行い、e-Radから提案申請(応募情報登録および様式(1-7)PDFファイル、拠点構想概要図のアップロード)する際は、研究代表機関のe-Rad事務代表者が行ってください。本プログラムは研究機関単位公募のため、**新規提案応募に関しては、代表研究機関の事務代表者のみ操作を行えます**ので予めご了承ください。

※2 提案書の様式とe-Radの記載に、齟齬がないように十分に注意してください。

※3 提案書の記載内容を修正した場合、e-Radにも最終の情報が転記されているか必ずご確認ください。

※4 新e-Radシステムでは、不可軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、30分が過ぎると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存または確定されなかったデータは保存されませんので、必ず「e-Rad入力



データシート」を完成させ、コピー・貼付けで応募情報登録をするようにしてください。

※5 応募情報登録の際には、全てのタブ※(上記イメージ図2の破線部分)におけるそれぞれの必須項目を入力するまで「一時保存(イメージ図2参照)」をクリックしないでください。システムエラーを起こしたり、入力したデータがエラー表示されない状態で保存されていない事例報告がございました。重々ご注意ください。

The screenshot shows a web application window titled '府省共通研究開発管理システム'. The main content area is for '応募情報登録' (Application Information Registration). At the top, there are navigation buttons: '一時保存' (Temporary Save), '確認' (Check), and '以前の課題をコピーする' (Copy previous tasks). A callout box points to the '一時保存' button with the text: **【重要】一時保存 (※下記 5 参照)**. Below the navigation, there are input fields for '公募年度 / 公募名' (2013年度 / COI STREAM拠点公募D) and '課題ID / 研究開発課題名(必須)' (豊かな環境を目指した技術の構築). A tabbed interface is visible with tabs for '代表者情報確認', '共通項目', '個別項目', '応募時予算', and '研究組織情報'. The '応募時予算' tab is active. A callout box points to the '入力チェック' (Input Check) button with the text: **【重要】入力チェック (※下記 6 参照)**. Below the tabs, there is a table for budget registration. The table has columns for '2013年度', '2014年度', '2015年度', '2016年度', '2017年度', and '合計'. The rows are '直接経費' (Direct Costs) and '間接経費' (Indirect Costs). The '合計' row shows 0 for all years. A note below the table states: ※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。 Another note states: ※ 上限額を設定しない公募の場合には 便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には 便宜上「1」と表示されます。対象の公募の公募要領等を参考に入力を行ってください。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
直接経費 (必須)						0
小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 (必須)						0
合計	0	0	0	0	0	0

イメージ図2

※6 必須項目を全て入力したら、必ず画面右上の「入力チェック(イメージ図2参照)」をクリックして、入力データの不備や必須項目の入力確認等をしてください。必須項目に入力不備がある場合はタブは赤くなり、入力欄は黄色表示に色が変わります。表示色が元に戻るまで正しく入力し直してください。

※7 e-Radの公募期間が終了したにも関わらず申請者側から「差し戻し」ができてしまう事例がありました。公募期間終了後に申請者によって「差し戻し」された場合、e-Radから再応募登録ができなくなりますので、公募期間終了後に「差し戻し」ボタンを押すのはお止めください。

※8 e-Rad操作画面での、貼付けはショートカットキー[Ctrl]+[V]をご使用ください。右クリック「貼付け」は操作できませんのでご承知置きください。

※9 応募情報登録「共通項目」の「研究期間」開始年度と終了年度は、「応募予算額」の入力年度に反映されます。

※10 応募情報登録「共通項目」の「研究分野(主)」、「研究分野(副)」とそれぞれの「細目名」、「キーワード」を入力の際は次の点にご留意ください。

細目名の入力時は「検索」アイコンをクリックすると、「細目検索(イメージ図3)」が別のウィンドウで表示されますので、キーワードに即した細目名を選択してください。



イメージ図3

※11 【特に注意】細目名「子ども学(子ども環境学)」は分科を選択する際には、「子ども学」ではなく、「健康・スポーツ科学」を選択してください。(※※本公募要領及びCOIホームページ掲載のキーワード一覧は特に修正していませんが、e-Radでは次表の通りとなっていますのでこちらをご参照ください)

分野	分科	細目名	キーワード(記号)
複合領域	健康・スポーツ科学	子ども学(子ども環境)	(1)健康・成長、(2)発達・子育て、(3)運動・遊び、(4)人権・権利、(5)非行・逸脱、(6)社会環境、(7)文化環境、(8)物理的環境、(9)教育的環境

ムページ掲載のキーワード一覧は特に修正していませんが、e-Radでは次表の通りとなっていますのでこちらをご参照ください)

### ③ 応募情報登録までのおおまかな手順

#### 1) 必要書類を入手する。

e-Rad HP ページ→<http://www.e-rad.go.jp/>  
 →「現在募集中の公募一覧」をクリック→「COI STREAM 拠点募集」をクリック(イメージ図 4)をクリック→「公募詳細」画面下側に申請様式ファイルの URL「COI 公募情報」をクリックする。

「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」  
 公募情報の掲載ページ  
<http://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

COI 公募情報のサイトには、公募要領(pdf ファイル)や提案書の様式ファイル、e-Rad入力データシート、キーワード一覧等の必要書類を掲載しておりますので合せてダウンロードしてください。

#### 2) e-Rad入力データシートと提案様式(1～7)に必要事項を記入する。

「e-Rad入力データシート(イメージ図5)」に必要事項を入力し、様式に対応するように作成してください。別紙 キーワード一覧から、研究開発に該当するキーワードと細目をe-Rad入力データシートに記載してください。

e-Rad入力データシートはe-Radシステムの「応募情報登録」画面に対応しています。必ず全必要事項を入力しデータシートを完成させるようにしてください。

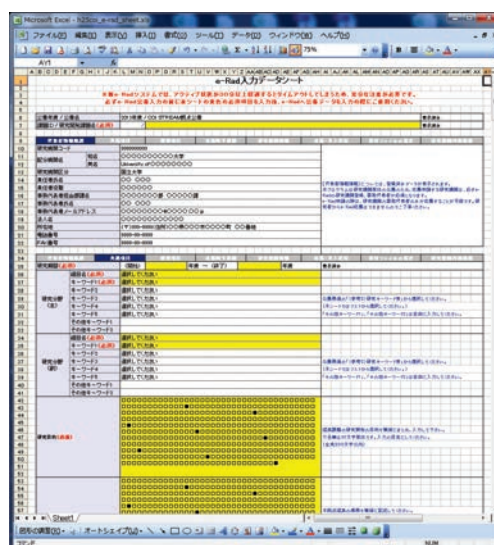
#### 3) 提案書様式を完成させe-Rad入力データシートに齟齬がないようにする。

#### 4) 提案書様式をPDFファイルに変換・保存し、必要ファイルの準備を完了する。

- ・ **アップロード用ファイルを PDF 形式に変換・保存する。**  
 提案書様式(様式 1～様式7)を Word 形式からPDFファイルに変換・保存しておいてください。変換ソフトをお持ちでない場合は、e-Radシステムで PDF 変換ソフトの提供をしています(e-Radログイン→左メニューの「PDF 変換」を参照ください)ので、適宜ご活用ください。
- ・ **e-Rad公募情報を入力時に「e-Rad入力データシート」を活用する。**  
 新e-Radシステムでは、不可軽減のため、画面表示後に経過時間をカウントし始め、30 分が過ぎると強制的にタイムアウトし一時保存または確定されなかったデータは保存されません。



イメージ図4



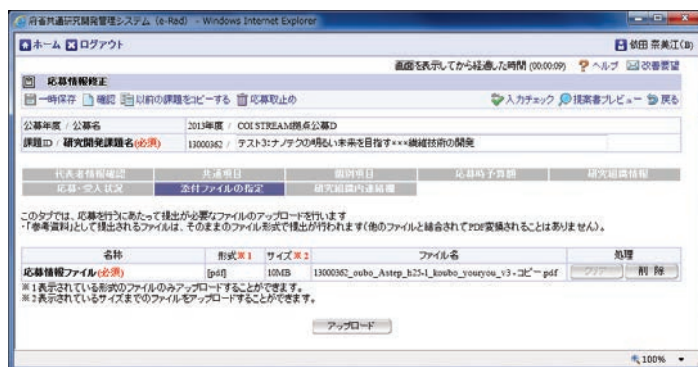
イメージ図5

応募申請時にそのような事がないよう、完成済みの入力シートを使い、実際のe-Radシステムに応募情報を入力する際にコピー&ペーストして活用してください。  
この入力シートはe-Radシステムの提案申請画面に対応しており、タブとその項目に注目しながら入力してください。

5) e-Radシステムの応募情報を全て入力後、上記 4) で PDF 形式に変換しておいた提案書様式ファイルをe-Radにアップロードし、一時保存をクリックする。  
全ての項目を再確認してから実行をクリックし、応募情報登録を完了する。

※一時保存中ならば、修正可能ですが、実行ボタンを押すと応募情報登録が完了となります。

もし、実行ボタンを押してから修正したい箇所にも気がついて、「差し戻し」ボタンは押さないでください。  
e-Radから再申請はできませんので十分に注意してください。



イメージ図6

6) 必要書類を提出期限までに提出先に郵送、配送する。  
本要領第4章1. (5)までにご送付ください。

## 補足4 COI STREAM 拠点提案書 様式

### 革新的イノベーション創出プログラム (COI STREAM) 拠点提案書

注:e-Rad 提出時には青字による注釈、および例示は全て削除してから提出してください。

#### 1. 基本情報

拠点名	・仮称でも構いません ・拠点としての具体的目標を示す提案のタイトルを記述してください。(50文字以内) ・下記のビジョンのうち、最も提案内容に即したビジョンを選択してください。ただし選択と異なるビジョナリーチームでの拠点構成の検討に含まれる場合がございます。			
	該当するビジョン(該当するビジョンを選んでください。複数可)			
	ビジョン1(少子高齢化)	<input type="checkbox"/>		
	ビジョン2(豊かな生活環境)	<input type="checkbox"/>		
	ビジョン3(持続可能な社会)	<input type="checkbox"/>		
<b>提案者</b>				
プロジェクトリーダー (企業所属を想定)※1	フリガナ			
	氏名			
	所属機関			
	部署	〇〇研究所〇〇部		
	役職	主席研究員		
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
	研究者番号※2			
研究リーダー (代表研究機関所属)※1	フリガナ			
	氏名			
	所属機関	〇〇大学		
	部署	大学院〇〇専攻科		
	役職	教授		
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
	研究者番号※2			

※1:未定の項目は、空欄のままにしてください

※2:e-Rad の研究者番号(8桁)になります。お持ちでない場合は空欄のままにしてください。

(様式1)提案書(基本情報・参画機関)

2. 参画機関※

参画機関※	<企業>・プロジェクトリーダーの所属機関(企業)名を記載 (法人名)〇〇(株)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	学<代表研究機関>・研究リーダーの所属機関(代表研究機関) (法人名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	産<企業>・プロジェクトリーダーの所属機関以外の他の参画機関について記載 (法人名) (株)XXX (調整中)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	その他<NPO, 都道府県・政令指定都市、都道府県等所管法人等> (自治体名又は法人名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)

※参画機関の数に合わせて記載欄を調整してください。記載しているすべての企業・大学等において本提案に対する事前了解は必要ありませんが、「調整中」もしくは「想定」など、調整状況について明記してください。

また、e-Radでの申請時には、事前了解を得ている参画機関のみを「分担機関」として入力してください。

## 拠点の概要

拠点名*	拠点提案名を記述してください。		
研究開発期間 (最長9年度)	(合計)	年度*	
研究開発資金	必要国費(JST 支出分) *	:	億円
	企業によるリソース提供(人件費等を含む) *	:	億円
	(合計)	億円	
補助金(H25予定額) ※大学等シーズ・ニューズ創出強化支援事業	費目	支出予定額	備考
	①設備備品費	百万円	
	②人件費	百万円	
	③事業実施費	百万円	
	合計(①+②+③)	百万円	
主な研究開発実施場所*	** 大学++学部 (〇〇県△△市)		

【申請機関名】	
【参画機関名】	
【概要】* 本拠点提案の概要を対外的に分かるよう、ビジョンとの関連等について300字以内で記述してください。	
【社会・経済波及効果、社会的な革新性(インパクト)】* 本拠点提案の社会・経済的な波及効果や社会的な革新性(インパクト)について200字以内で要約記述してください。	
【拠点が最終的に目指す「アプリケーション(ビジネス、事業、サービス、製品など)」】* 本拠点提案によって、拠点が最終的に目指す「アプリケーション(ビジネス、事業、サービス、製品など)」について150字以内で要約記述してください。	
課題キーワード	本拠点提案を特徴づけるキーワードを5つ程度、記述してください。

\* :この部分は、e-Radの申請画面でも入力していただけます。

全部でA4サイズ1枚に収まるように記載してください。



## 拠点構想

※別途、拠点の概要を、対外的に解るようにパワーポイント等を用いて1枚のポンチ絵「拠点構想概要図」にまとめてください。配置や構成は各提案者の事情に合わせていただいて結構ですが、ビジョンとの関係や具体的な目標等について含まれるようにしてください。

「拠点構想概要図」の電子ファイルは e-Rad 申請時にアップロードしてください。

<b>1. ビジョン及び拠点イメージとの関連性</b>
・本提案と該当するビジョンとの関連性を記述してください。また、どのようなバックキャストイング手法により、本提案を導出したか(フューチャーセッションでどのような検討を行ってビジョン実現のために取り組むべき課題を設定したか等)を簡潔に記載してください。
<b>2. 拠点の具体的目標</b>
・現状、社会経済的な波及効果、革新性が分かるように記載してください。
<b>(1) 現状</b>
・提案内容に関連する現在の社会の状況を分析し、記載してください
<b>(2) 社会的な革新性(インパクト)</b>
・科学・技術的な観点ではなく、新たな社会的なインパクト、人文・社会科学的な取り組みも踏まえた新たな価値の創造によりもたらされる社会的なインパクトについて言及してください。
<b>(3) 産学連携、異分野融合の効果</b>
・どのような連携、融合によって、今まで生み出せなかったどのような効果が得られるか、企業がイノベーション創出の主体となるテーマかどうかのイメージを記載してください。 ・産学官の連携体制を記載してください。また、アンダーワンループ(所属機関に持ち帰って研究開発を行うこともあり得るが、関係者が常時議論を行い、一体となって研究開発に取り組むことを基本とする)の体制が研究活動開始時にどのように構築されるかを記載してください。
<b>(4) 拠点が最終的に目指す「アプリケーション」と社会・経済的な波及効果</b>
・10年後のビジョン実現を想定して、どのようなアプリケーション(特徴を含む)によって社会ニーズを満たし、社会・経済的波及効果をもたらすか、説明して下さい。



(様式3) 提案書(拠点構想)

(5) 社会実装への取り組み

・実現性、実効性を上げるために想定する社会実装上の課題、及びその解決のために必要な取り組み(特に医療技術などに関する倫理問題・安全に関する諸問題対策など)を含めて記述して下さい。

(6) 機器・施設の利用計画

(7) 事業終了後の自律的にイノベーションの創出に向けた活動を継続するための取組

(8) 提案に関する参画機関の研究ポテンシャルや今後の強化策(任意記載)

(9) 拠点への参画を期待している研究者及び今回の提案と関係の深い成果や取組(任意記載)

(様式3)提案書(拠点構想)

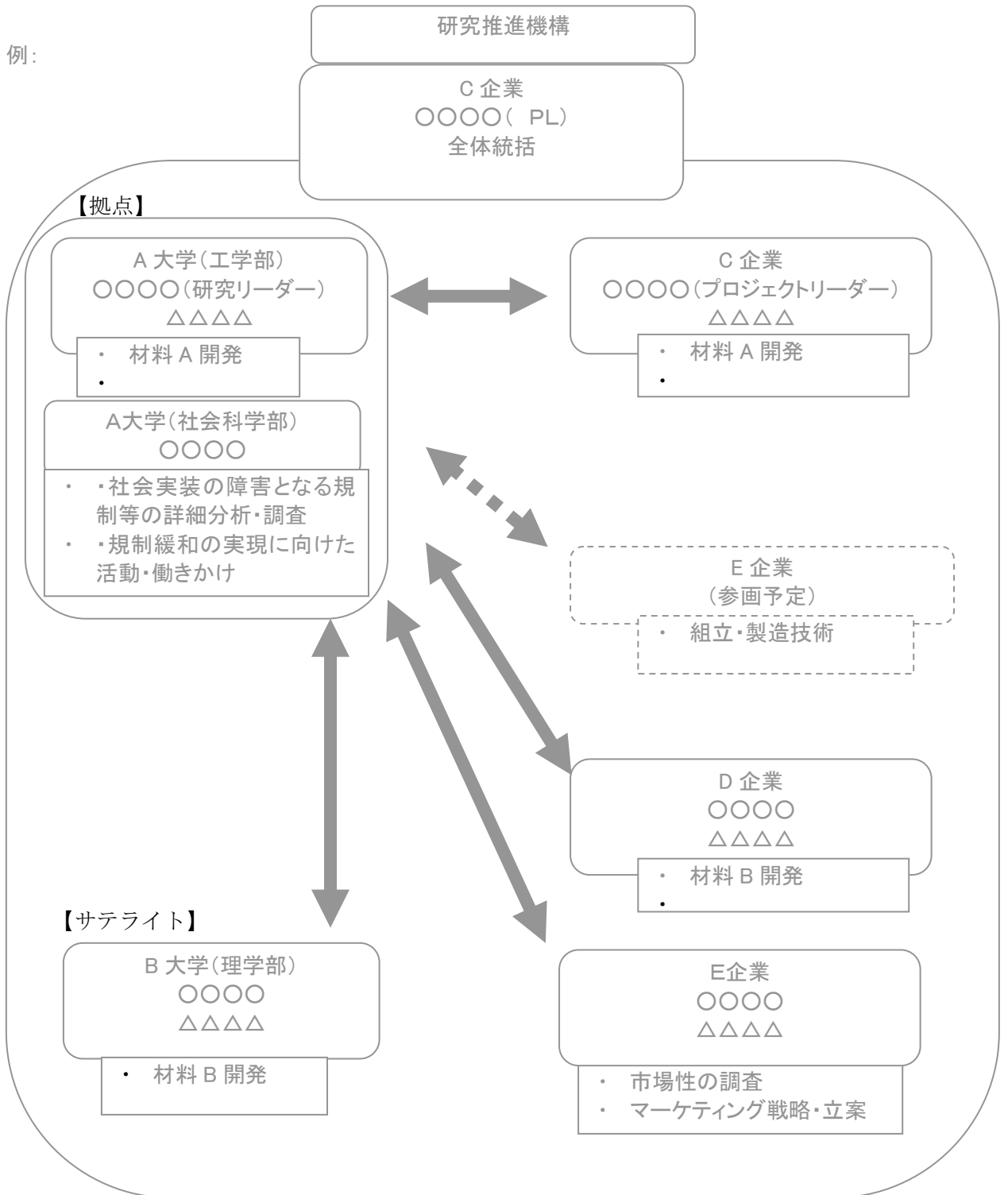
### 3. 拠点体制

#### (1) 拠点体制図

拠点体制を図で示してください。

- ・ 図の作成にあたっては、機関名、プロジェクトリーダー、研究リーダーとともに、主な研究開発参加者(少なくとも、各機関1名)、も記述してください。
- ・ 異分野の研究者との連携、必要に応じたサテライトも考慮した体制をご検討下さい。

例:



## (様式3)提案書(拠点構想)

## (2)参加者リスト

区分	所属機関名				
氏名	部署、役職	専門分野	本研究開発での役割分担	エフォート(※)	研究開発実施場所
<b>企業</b>	〇〇株式会社				
〇〇〇 〇	開発部長		プロジェクトリーダー	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
〇〇〇 〇	開発部 課長		設計、開発	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
〇〇〇 〇	開発部 研究員		設計、開発	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
<b>企業</b>	□□株式会社				
〇〇〇 〇	研究開発部長			〇%	〇〇会社 〇〇センター
〇〇〇 〇	研究開発部 主任 研究員			〇%	〇〇会社 〇〇センター
<b>大学等</b>	〇〇大学				
〇〇〇 〇	〇〇研究科〇〇専 攻 教授		研究リーダー	〇%	〇〇大学
〇〇〇 〇	〇〇研究科〇〇専 攻 准教授			〇%	〇〇大学
<b>大学等</b>	□□大学				
〇〇〇 〇	〇〇研究科〇〇専 攻 准教授			〇%	△△大学
〇〇〇 〇	〇〇研究科〇〇専 攻 ポスドク			〇%	△△大学

※エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## 【補足事項】

その他、研究開発体制、参加者に関して、補足すべき事項がありましたら記述してください。

(様式3)提案書(拠点構想)

### 3. 拠点マネジメント組織

・拠点に置かれる研究推進機構の構成(機構長(プロジェクトリーダー)、副機構長(研究リーダー)、機構戦略支援統括、参画企業研究者、その他知財戦略統括など機構スタッフ等)とその役割について、大学等執行部・産学官連携本部・事務部局など拠点内組織との連携体制について、拠点への支援体制(人的支援(研究者、産学官連携コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター、事務職員等)、物的支援(施設、設備の活用等)について、具体的に記載して下さい。

<b>4. COI参画企業のモチベーションを高める独自のルール・運営(知的財産権、成果の公表を含めた情報管理のルール、拠点活動の見える化などの運営ルール等)の方法について</b>
<b>(1)知的財産権の扱い</b>
<p>・拠点における研究開発により創出される知的財産権の取り扱いについて、COI参画企業にとっての強み、メリットが最大になるような独自の検討・工夫・方法等について記載してください。</p>
<b>(2)その他</b>

(様式3)提案書(拠点構想)

## 5. 研究開発実施場所、理由等

### (1) 拠点実施場所

実施場所	〇〇大学〇〇学部
所在地	
実施場所の責任者名	
拠点設置理由	上記場所で研究開発を実施する理由(立地条件、設置場所に特有の既存設備、仕様、研究開発人材等)について簡潔に記述してください

### (2) その他拠点実施場所以外で実施する可能性がある場合は以下で記載。

実施場所	〇〇大学〇〇学部
所在地	
実施場所の責任者名	
拠点外で実施する理由	上記拠点外の場所で研究開発を実施する理由(立地条件、設置場所に特有の既存設備、仕様、研究開発人材等)について簡潔に記述してください

・複数ある場合は表を追加してください。

## 補足資料(技術シーズ・ロードマップ)

### 1. 技術シーズの革新性

- ・拠点の持つ研究開発ポテンシャルとして、ビジョン実現の礎となる技術の「シーズ」について記述してください。
- ・シーズとは、特許(出願中のもも含む)等の知的財産をはじめ、ノウハウ、論文、データベース、化合物ライブラリ等の有用な研究成果をいいます。
- ・提案の背景、独創性、新規性について定量的な実験データを示すとともに、他の研究との比較による優位性について言及してください(必要に応じて、図表を用いてください)。

### 2. 研究開発及び事業化に向けたロードマップ

#### (1) 研究開発項目案

- ・研究開発期間毎に現在想定している研究開発項目の案を記載してください。
- ・研究開発項目毎に実施する予定の研究開発機関を記載してください。

① 研究開発項目： ○○○○○○(○○大学)

② 研究開発項目： ○○○○○○(○○株式会社)

③ \* \* \* に関する市場性調査(○○株式会社)

#### (2) 事業化に向けたロードマップ

- ・以下の書式に従い、現段階で想定している研究開発期間におけるロードマップ案を記述してください。

(様式4)補足資料(技術シーズ・ロードマップ)

【様式4】 ○○ (拠点名)拠点計画ロードマップ

将来の社会ニーズ: ○○○○ (タイトル)

拠点計画で設定する「将来の社会ニーズ」について、具体的なイメージがわかるように記載してください。「将来の社会ニーズ」とは、10年程度先に発生する世界的マーケット、求められる社会システム、または人類の暮らし方などを想定しています。

設定した将来の社会ニーズに基づく課題(研究開発課題)

1. …○○…の実用化が必要
2. …△△…の革新が必要
3. …◇◇…構築が必要
4. …●●…のパラダイムシフトが必要
5. …
6. …

設定した「将来の社会ニーズ」と現状とのギャップを特定し、どういった課題が存在するか検討し記載してください。  
分野や組織の壁にとられない革新的な研究開発課題を網羅的に挙げることを想定していますが、研究開発以外の課題が特定された場合には記載しても構いません。

<現状>  
(提案者の現状ではなく、)設定した「将来の社会ニーズ」に対応する現状(現在のマーケット、現在の社会システム、または現在の暮らし方)を記載してください。

研究開発項目	体制/強み	201X	201X	202X	202X
1. …○○…の実用化が必要	大学等研究室名 (強み) 企業名 (強み)			○○○の実用化	市場投入
2. …△△…の革新が必要	大学等研究室名 (強み) 企業名 (強み)		拠点で行う研究開発から社会実装までを大まかなフェーズに分けて記載してください。	△△革新の実現	海外展開 国際標準化
	大学研究室名 (強み) 企業名 (強み) 研究開発体制とそれぞれの機関の強み(研究参加する理由)を記載してください。				
3. …◇◇…の構築が必要	大学等研究室名 (強み) 企業名 (強み) 企業名 (強み)			◇◇の構築	大規模社会実証
4. …		現時点で提案者の拠点計画では解決できない課題がある場合、社会ニーズの達成に向けて検討している対策があれば記載してください。 (例: この課題を解決できる企業との連携を模索している 他の拠点との連携を模索している など)			
5. …					
6. …					

○○○○(将来の社会ニーズ)の実現



### 補足資料(特許・論文リスト)

#### 1. 知的財産の詳細

本提案に関連するシーズ(※1)が知的財産権の場合、重要な順に5件以内、以下について記述してください。

発明の名称	
出願番号／特許番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類 ※2	A:新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
関連する請求項	請求項が多数(11個以上)ある場合、本提案に最も関連する請求項の番号を10個以下で記載してください。

※:以下のリストより該当する番号を1つだけ記載してください。

A:新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許

B:機能性新規物質についての研究成果に係わる特許

C:新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許

D:新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許

・表が足りない場合は、追加してください。

## 2. シーズに関する研究者の論文等

本提案に関連するシーズ(※)に関連する論文等がある場合、重要な順に5件以内、以下について記述してください。

1	論文名:タイトル 雑誌名、頁、年:J. of ○○○ Tech, vol. 3, 1234-1239, 2011 著者名:kagaku ichiro, gijutsu hanako  200~300文字程度で概要を記述してください。
2	総説:タイトル ○○と産業(出版社) 2010, 321-333 著者名:科技振子
3	
4	
5	

補足資料(関連情報(他の事業・制度への応募・実施))

- ・ プロジェクトリーダー、研究リーダーおよび主な研究開発参加者(プロジェクトリーダーおよび研究リーダー以外の機関に所属する者)が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、3000万円以上のものに限り、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。
- ・ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<注意>

- ・ 「不合理な重複および過度の集中の排除」に関しては、公募要領「8. JSTの関連事業における重複応募の制限について」(31 ページ)をご参照ください。
- ・ 現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正箇所が分かるように修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

1. プロジェクトリーダー:氏名 ○○ ○○ (数値等は記入例です)

制度名 <sup>1)</sup>	科学研究費補助金 基盤研究(S)
研究課題名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○○○ (本人)
研究期間	H23.4-H28.3
役割 <sup>2)</sup> (代表/分担)	代表
予算規模	100,000 千円
配分額 (1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体)	(1) 60,000 千円
(2) " (H25 年度 配賦)	(2) 14,000 千円
(3) " (H26 年度 予定)	(3) 11,000 千円
(4) " (H27 年度 予定)	(4) 11,000 千円
エフォート(% <sup>4)</sup> )	20
今回の提案課題との関連	簡潔に記述してください

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい(「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記して下さい)。
  - 2) 「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。
  - 3) 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載して下さい。
  - 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載して下さい(総合科学技術会議における定義による)。本プログラムに採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。
- ・表が足りない場合は、追加して下さい。

2. 研究リーダー:氏名 ○○ ○○ (数値等は記入例です)

制度名 <sup>1)</sup>	(申請中)戦略的創造研究推進費(CREST)
研究課題名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○○○ (○○ ○○)
研究期間	H24.10-H29.9
役割 <sup>2)</sup> (代表/分担)	分担
予算規模	300,000 千円
配分額 (1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体)	(1) 125,000 千円
(2) " (H25 年度 配賦)	(2) 30,000 千円
(3) " (H26 年度 予定)	(3) 40,000 千円
(4) " (H27 年度 予定)	(4) 25,000 千円
エフォート(% <sup>4)</sup> )	15
今回の提案課題との関連	簡潔に記述してください

・表が足りない場合は、追加してください。

・1)~5)については様式6-1 1ページ目をご参照ください。

3. 主な研究開発参加者(1):氏名 ○○ ○○ (数値等は記入例です)

制度名 <sup>1)</sup>	厚生労働省科研費
研究課題名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○ (本人)
研究期間	H23.4-H27.3
役割 <sup>2)</sup> (代表/分担)	代表
予算規模	45,000 千円
配分額 (1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2)〃(H25年度 配賦) (3)〃(H26年度 予定) (4)〃(H27年度 予定)	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円
エフォート(% <sup>4)</sup> )	20
今回の提案課題との関連	簡潔に記述してください

- ・表が足りない場合は、追加してください。
- ・1)~5)については様式6-1 1ページ目をご参照ください。

4. 主な研究開発参加者(2):氏名 ○○ ○○ (数値等は記入例です)

制度名 <sup>1)</sup>	研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) シーズ育成タイプ
研究課題名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○ (○○ ○○)
研究期間	H24.10-H27.9
役割 <sup>2)</sup> (代表/分担)	代表
予算規模	137,000 千円
配分額 (1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2)〃(H25年度 配賦) (3)〃(H26年度 予定) (4)〃(H27年度 予定)	(1) 88,500 千円 (2) 41,800 千円 (3) 17,000 千円 (4) 6,000 千円
エフォート(% <sup>4)</sup> )	10
今回の提案課題との関連	(簡潔に記述してください)

- ・表が足りない場合は、追加してください。
- ・1)~5)については様式6-1 1ページ目をご参照ください。

補足資料(関連情報(特殊用語等の説明))

用語	説明
	○ 本提案書で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

(様式6-3)補足資料(関連情報(プロジェクトリーダー・研究リーダー略歴・企業概要))

補足資料(関連情報(プロジェクトリーダー・研究リーダー略歴・企業概要))

1. プロジェクトリーダー データ

氏名	
生年月日	1960/〇/〇
所属機関・部署・ 役職	
最終学歴	
専門分野	
研究・開発経歴  (必要に応じ、主 な研究論文・著 書、知的財産権 等も記載くださ い。)	

注:本ページは A4 版 1 枚で作成してください。

## 2. 研究リーダー データ

氏名	
生年月日	1960/〇/〇
所属機関・部署・ 役職	
最終学歴	
専門分野	
研究・開発経歴  (必要に応じ、主 な研究論文・著 書、知的財産権 等も記載くださ い。)	

注:本ページはA4版1枚で作成してください。



(様式6-3)補足資料(関連情報(プロジェクトリーダー・研究リーダー略歴・企業概要))

### 3. 企業概要

※本ページについては、財務諸表やパンフレット等に情報が掲載されている場合、既存の資料で代用していただいても結構です。参画企業が複数存在する場合は、ページを追加してください。

平成 年 月 日現在

企業名	株式会社 ○○○○		上場	有(9999年99月)・無			
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		設立年月	9999年99月			
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)		研究所	有・無			
役員	(社長)○○○○○ (役員○○名) (研究開発者○○名)		社員数	○○○名 (研究開発要員○○)			
ホームページ	http://						
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発						
主要株主	○○○○( %)、□□□□( %)、△△△△( %)						
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店						
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)						
研究開発実績 研究開発能力	記入例)平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。) □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)						
	技術分野のキーワード						
経営状況と見通し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。						
JST等との関係	JSTあるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。						
決算期	平成n-2年 月期	指数	平成n-1年 月期	指数	平成n年 月期	指数	
財政状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A×100	a' 百万円	a'/A×100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B×100	b' 百万円	b'/B×100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C×100	c' 百万円	c'/C×100
経営状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D×100	d' 百万円	d'/D×100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E×100	e' 百万円	e'/E×100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F×100	f' 百万円	f'/F×100
財務比率分析	自己資本比率	B/C	%	b/c	%	b'/c'	%
	経常利益率①	E/D	%	e/d	%	e'/d'	%
	経常利益率②	E/C	%	e/c	%	e'/c'	%
	研究開発費 研究開発費率③	G 百万円 G/D	%	g 百万円 g/d	%	g' 百万円 g'/d'	%
	配当率		%		%		%
特記事項	特に伝えるべきと判断される事柄があれば記述してください。						

経常利益率①は対売上高、経常利益率②は対総資産、研究開発費率③は対売上高で記入ください

(様式7)大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業(研究推進機構の運営について(新たなシーズ・ニーズ等の発掘))

### 研究推進機構の運営について(新たなシーズ・ニーズ等の発掘)

(1)新たなシーズ・ニーズ等の発掘の構想について

COI拠点の活動における新たなシーズ・ニーズ等の発掘について、現在認識している必要性及びそれをどのような手法で発掘し、拠点の活動にフィードバックさせるのかについて構想を記載してください。

(2)対話型ワークショップ等の過去の開催実績について

これまでに多様な参加者等を集めて対話型ワークショップを開催した実績があれば記入してください。

2ページ以内で記載して下さい。

## 大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業 機関提案書

・機 関 名 称:

・機 関 の 長 ( 職 ・ 氏 名 ):

印

・拠 点 名 称:

※様式1の拠点名を記入してください。

※複数提案の場合は、全ての拠点名を記入してください。

・事 業 担 当 組 織 名 称:

※研究推進機構の活動を大学等において主体的支援する組織を記入してください。

※産学官連携担当組織(産学官連携本部等)など。

・事業担当組織責任者

所 属:

役 職 ・ 氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

E-mail:

・事業担当事務責任者

所 属:

役 職 ・ 氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

E-mail:

・連携機関について

※共同提案など連携する大学等がある場合は、機関名称、事業担当組織名称、事業担当責任者名称を記入してください。

※本申請書の提出段階で、共同提案などについて調整中の大学等がある場合は、調整状況について記入してください。

※提出時には「※」書きの部分はすべて削除してください。

## 提案書類チェックシート

様式	提案書類・必要作業等	提出枚(部)数 (郵送分)	チェック欄	
			e-Rad (word 版)	郵送
	e-Rad への応募データの入力		<input type="checkbox"/>	
様式1	基本情報		<input type="checkbox"/>	
様式2	提案拠点の概要		<input type="checkbox"/>	
様式3	拠点構想		<input type="checkbox"/>	
様式4	技術シーズ・ロードマップ・予算案		<input type="checkbox"/>	
様式5	特許・論文リスト		<input type="checkbox"/>	
様式6類	・様式6-1		<input type="checkbox"/>	
	・様式6-2		<input type="checkbox"/>	
	・様式6-3		<input type="checkbox"/>	
様式7	研究推進機構の運営について		<input type="checkbox"/>	
様式8	大学等シーズ・ニーズ創出強化 支援事業機関提案書	1部		<input type="checkbox"/>
	拠点構想概要図	1部	<input type="checkbox"/>	
	企業パンフレット	1部		<input type="checkbox"/>
	決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)	1部		<input type="checkbox"/>

- 注1. 提案書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書類に不足・不備がある場合は要件不備とみなしますのでご注意ください。
- 注2. 本紙(チェックシート)は、提出の必要はありません。
- 注3. 様式1～7 全てを1つのファイル(Word 版)にまとめてアップロードしてください。
- 注4. 拠点構想概要図はパワーポイント等のファイルを e-Rad の指示に従い別にアップロードしてください。

## 問い合わせ先

●COI STREAM 全般に対して

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 COI担当

TEL:03-6734-4023

E-mail: coi@mext.go.jp

●COIプログラムについて

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

(独)科学技術振興機構(JST)

産学基礎基盤推進部 COIプログラム担当

TEL:03-5214-8475

E-mail: coi@jst.go.jp

●大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業について

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課

大学技術移転推進室 技術移転係

TEL:03-6734-4264

E-mail: kengijut@mext.go.jp

●府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法について

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

(独)科学技術振興機構(JST)

産学基礎基盤推進部 COIプログラム e-Rad 担当

TEL:03-5214-8475

E-mail: coi@jst.go.jp